

第8次医療計画の中間見直し及び 新たな地域医療構想の策定について

令和8年7月2日

宮崎県福祉保健部医療政策課

目 次

- 1 第8次医療計画の中間見直しについて
- 2 地域医療構想策定ガイドライン骨子の概要
- 3 地域医療構想の策定・推進に向けたスケジュール（イメージ）
- 4 本県における医療審議会・計画等部会などの今年度のスケジュール（予定）

1 第8次医療計画の中間見直しについて

中間見直しの理由等

本計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として令和6年3月に策定しており、今年度末に策定から3年が経過することから、同法第30条の6の規定に基づき、中間見直しを行うもの（現計画の計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間）

中間見直しの考え方

国の示すガイドライン等の内容に加え、現行計画策定後の医療を取り巻く状況の変化等を踏まえた見直しを行う。

見直しの主な内容(案)

医療連携体制を構築するための方策等について、調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更する。

【第1章】総論

- 基本理念：県民が、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる持続可能な医療提供体制の実現
- 基本方針
 - 地域を支える医療体制の構築、○医療従事者の養成・確保、○疾病予防・健康づくりの促進
 - デジタル技術の活用、○在宅医療・介護体制の充実、○医薬品等の安全確保・安定供給の推進、○県民への情報提供

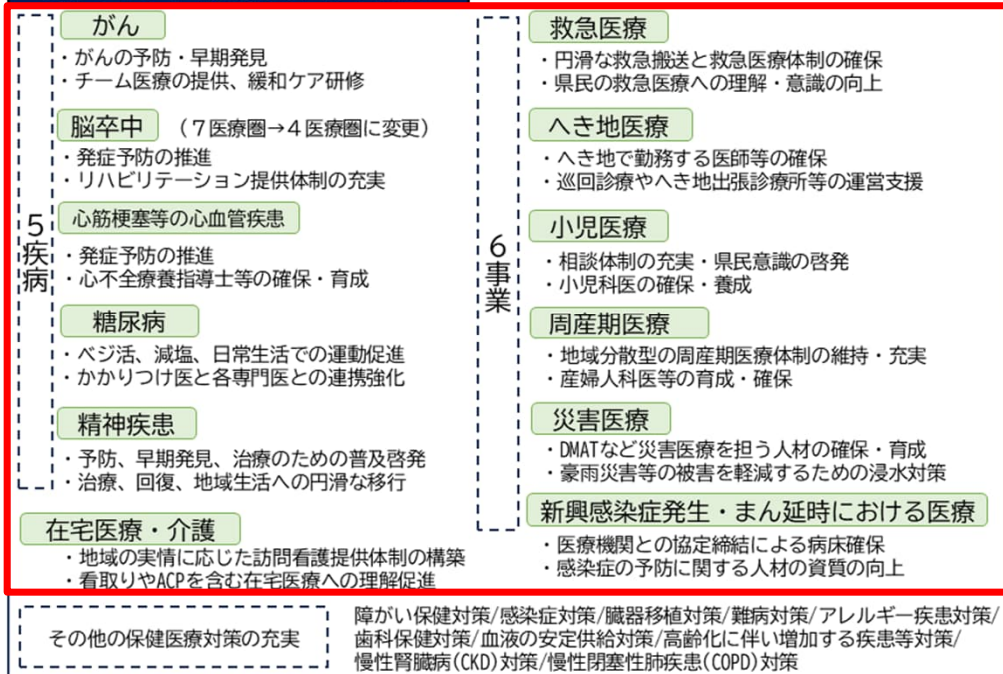
【第2章】地域の概況

人口：約107万人(2020年)→約88万人(2040年)
高齢化率：32.7%(＃)→38.5%(＃)
入院受療率(10万人対)：減少傾向だが全国平均を上回っており、特に75歳以上は高い傾向

【第3章】医療圏の設定と基準病床数

- ・二次医療圏は、現行の7医療圏を維持
- ・5つの医療圏で基準病床数が増加
⇒宮崎東諸県、延岡西臼杵では基準病床数が既存病床数を上回る。

【第4章】医療提供体制の構築



【第5章】地域医療構想

- ・病床の機能区分ごとの将来の医療需要と病床数の必要量等を推計し、地域ごとの2025年のあるべき医療提供体制の姿と施策の方向性を示す

【第6章】外来医療計画

- ・地域ごとに外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、医師の自主的な行動変容による偏在状況の是正や外来医療機能が不足する地域における医療機能の充実を図る

【第7章】医療提供基盤の充実

- ・医師確保計画
- ・医療従事者の養成・確保と資質向上(医師を除く)
歯科医師 薬剤師(薬剤師確保計画)/看護職員 など
- ・医療安全の確保

【第8章】計画の推進

- 1 計画の推進体制 2 実施主体の役割 3 評価・公表の実施

2 地域医療構想策定ガイドラインの骨子の概要

令和8年3月26日 厚生労働省公表資料より

地域医療構想が目指す方向性

- 85歳以上の高齢者の増加や人口減少が更に進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できるよう、住民を含め地域の関係者の理解を得ながら医療提供体制を構築する

入院医療

持続可能な急性期医療の確保

- 医療機関機能を踏まえ、急性期の医療需要や、手術や救急搬送における医療機関ごとの役割分担等について地域ごとに協議

高齢者救急の受入体制の整備

- 救急の実施基準において、高齢者救急の考え方を位置付け
- 入院早期からのリハビリテーション等の提供の推進

外来・在宅医療

外来医療提供体制の維持

- 診療所の減少が進む中、地域の病院を中心に提供体制を構築
- へき地や診療所の数が限られている地域等において、D to P with Nを含むオンライン診療の活用を推進

在宅医療の受け皿の整備

- 在宅医療、介護施設、療養病床を一体的に捉え受け皿を整備
- 医歯薬連携の推進
- D to P with Nを含むオンライン診療等による効率化や病院による実施体制の強化、介護施設などの在宅医療以外の資源により受け皿を整備

介護との連携

医療と介護のニーズを有する者への対応の推進

- 地域医療構想における市町村と介護関係者の役割を明確化
- 慢性期の医療需要について、在宅医療等とあわせた体制整備
- 医療と介護の相互理解の推進

人材確保

地域における医療人材の確保

- 都道府県単位で、大学病院本院から急性期拠点機能を中心とした、地域医療構想全体を踏まえた人的協力のあり方について協議
- 看護師等の将来の人材確保の方向性を反映

構想区域の見直し

医療機関の連携・再編・集約化など医療提供体制構築のための議論の単位や、必要病床数の運用が可能となる単位等を踏まえ、人口20万人以上を基本としつつ、地域の実情を踏まえ柔軟に設定

医療機関機能の新設

医療機関機能の確保の協議を通じて将来の提供体制の確保の取組を推進

急性期拠点機能

- 構想区域毎に、人口20万～30万に1つを目安に確保
- 手術等の急性期医療を集約して提供
- 新興感染症等への対応
- 地域の人口や医療需要等を踏まえた病床のダウンサイジング

在宅医療等連携機能

- 地域での在宅医療の提供
- 他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した24時間の対応や入院対応を実施

高齢者救急・地域急性期機能

- 誤嚥性肺炎等の高齢者救急を受入
- 高齢者を中心に入院早期からのリハビリテーションを提供
- 大都市等においては頻度の多い手術を提供

専門等機能

- 集中的なリハビリ、中長期にわたる入院医療、有床診療所の担う地域に根ざした診療、一部の診療科に特化し地域ニーズに応じた診療を提供

医育及び広域診療機能（大学病院本院）

- 都道府県と連携した人的協力
- 症例数が少ない医療などの広域な観点での診療
- 地域で多様な症例に対応する人材の育成

病床機能報告・必要病床数の見直し

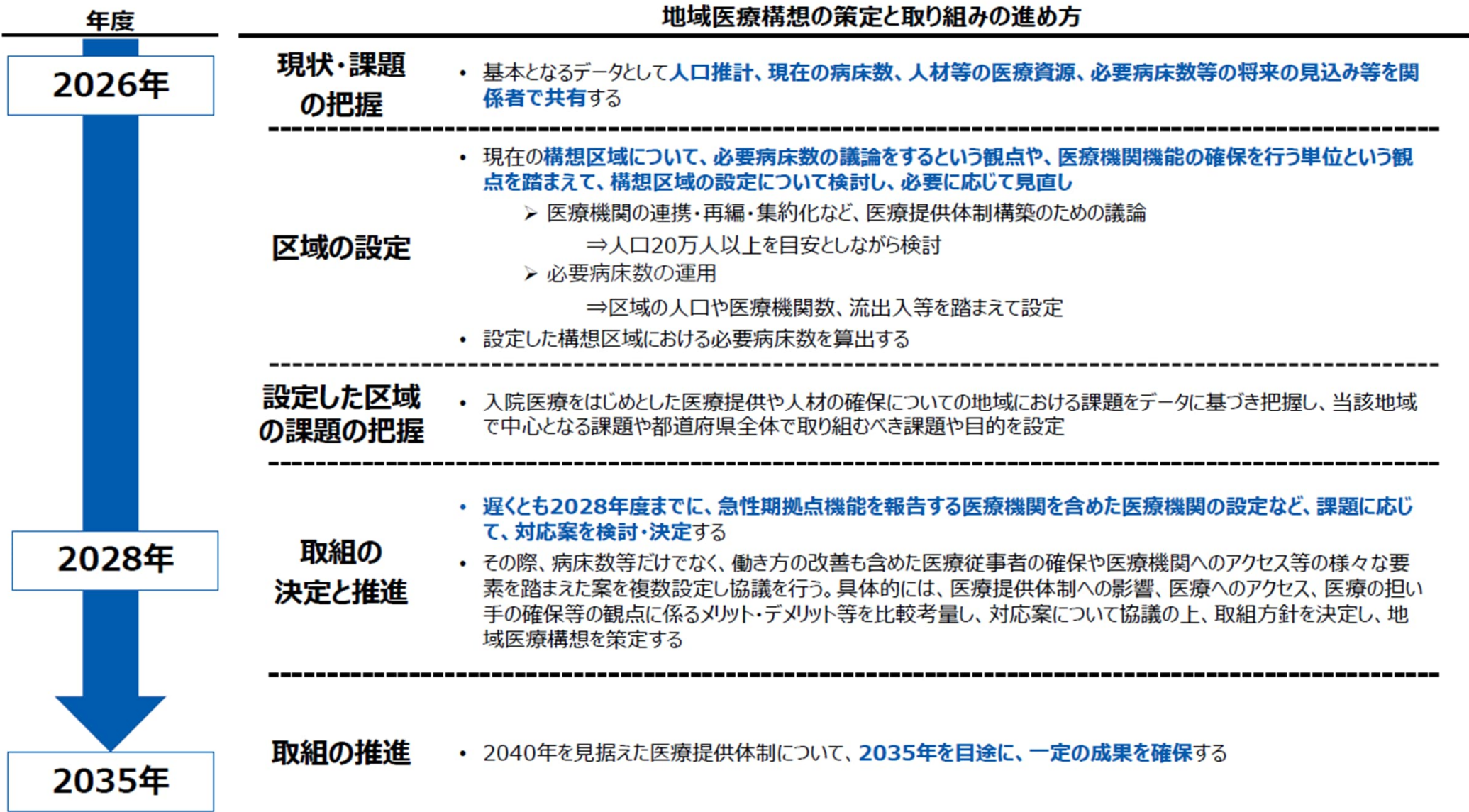
これまでの地域医療構想の取組に加え、病床機能について回復期を包括期とするとともに、必要病床数について新たな地域医療構想の取組を踏まえた推計を実施し、病床機能の分化・連携を推進

※令和8年3月19日地域医療構想及び医療計画等に関する検討会とりまとめより作成

※なお、精神医療における地域医療構想のガイドラインの策定に向けて、2026年度（令和8年度）中を目途に結論を得るべく、検討を進める

3 地域医療構想の策定・推進に向けたスケジュール（イメージ）

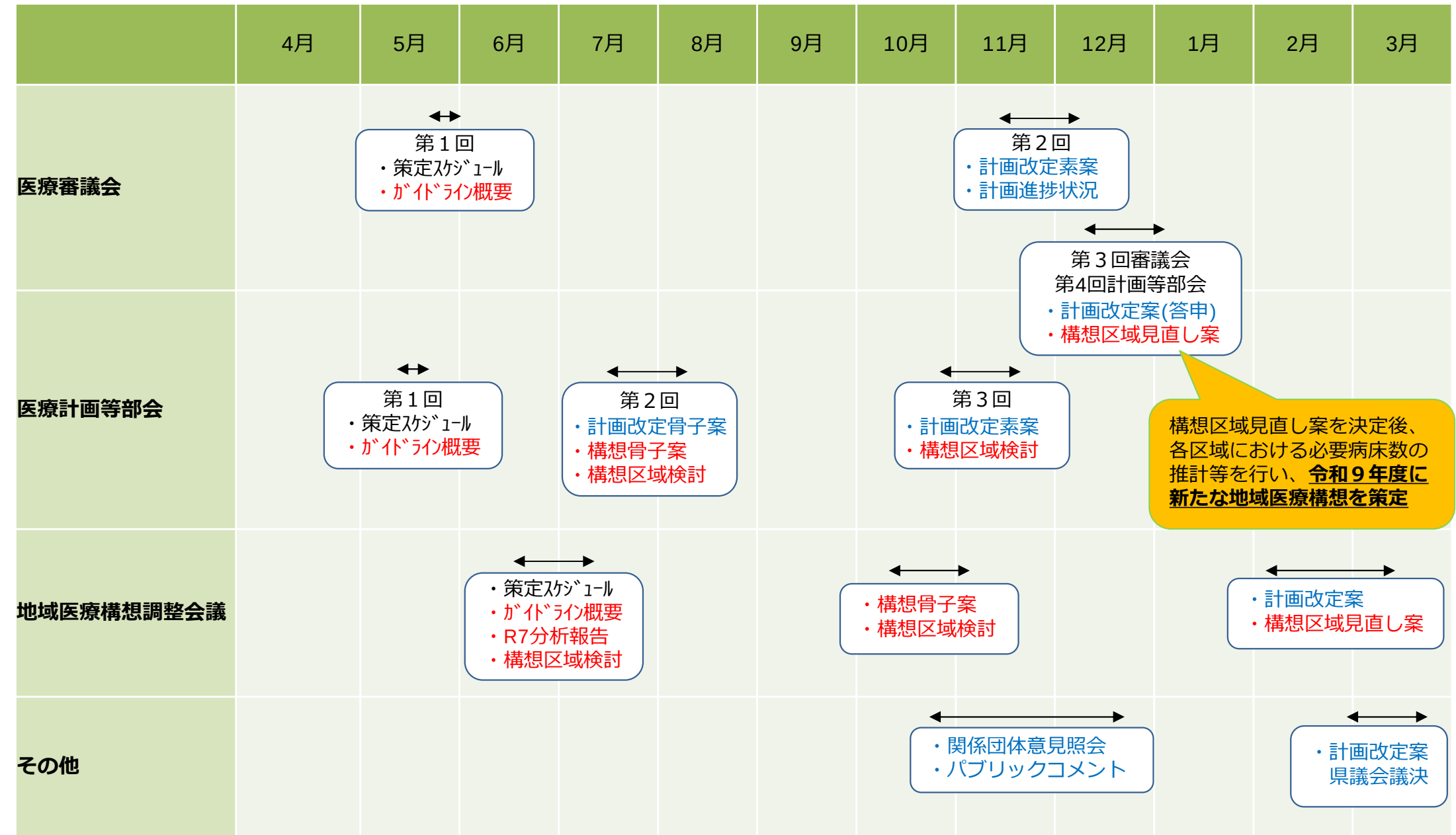
令和8年3月26日 厚生労働省公表資料より



※ 議論のために必要なデータ等のうち、国から提供する必要があるものについて、国から都道府県に対し、順次提供。また、国から都道府県に対して、定期的に地域医療構想の策定や推進に資するための研修を実施予定。

4 本県における医療審議会・医療計画等部会などの今年度のスケジュール（予定）

青地：第8次医療計画中間見直しに関係
赤字：新たな地域医療構想に関係



※部会等の状況によって開催時期・回数の変動あり

議題（２）日南串間地域医療構想調整会議運営要綱の改正について

議題（３）在宅医療・介護連携部会の設置について

1 概要

国による新たな地域医療構想に関するとりまとめが行われ、地域医療構想はこれまでの入院医療（病床機能の分化・連携）だけではなく、外来医療、在宅医療、介護との連携など、医療提供体制全体の課題解決を図るものとして位置づけられることとなった。

これを受け、新たに取り上げることとなる事項についても協議等できるよう、調整会議の運営要綱を改正し、地域医療構想調整会議の基本構成団体の見直しを行うとともに、実務者レベルでの協議等ができるよう新たに在宅医療・介護連携部会を設置するものである。

2 議題（２）関係

（１）基本構成団体の追加（別表（第２条）関係）

以下の関係機関・団体を基本構成団体に追加する。

- 日南市 長寿課
- 日南市社会福祉協議会
- 串間市社会福祉協議会

※ なお、これまで基本構成団体に保険者団体が２団体参画していたが、あらためて宮崎県保険者協議会に保険者団体の代表として１団体の推薦を依頼。その結果、全国健康保険協会宮崎支部が引き続き参画することとなった。

（２）在宅医療・介護連携部会の設置（第１０条関係）

- ・ 在宅医療及び介護との連携の協議等の場として、在宅医療・介護連携部会を置く。
- ・ 在宅医療・介護連携部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。

※ １ 新旧対照表は別添資料 2 - 2 のとおり。

※ ２ 改正後全文は別添資料 2 - 3 のとおり。

3 議題（３）関係

（１）日南串間地域医療構想調整会議運営要綱の改正（第１０条）により、在宅医療・介護連携部会を置く。 ※上記 2（２）の再掲

（２）上記 2（２）により設置する在宅医療・介護連携部会の運営に関し、必要な事項を定めるため、在宅医療・介護連携部会運営要綱を制定する。

※ 要綱（案）の全文は別添資料 3 のとおり。

新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
日南串間地域医療構想調整会議運営要綱 第1条～第9条（略） （新設） （事務局） 第10条 調整会議の事務局は、日南保健所に置く。 （委任） 第11条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成27年7月24日から施行する。 附 則 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年1月28日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年11月26日から施行する。 附 則 この要綱は、令和4年12月22日から施行する。	日南串間地域医療構想調整会議運営要綱 第1条～第9条（略） <u>（在宅医療・介護連携部会の設置）</u> <u>第10条 調整会議に在宅医療及び介護との連携の協議等の場として、在宅医療・介護連携部会を置く。</u> <u>2 在宅医療・介護連携部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。</u> （事務局） 第11条 調整会議の事務局は、日南保健所に置く。 （委任） 第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成27年7月24日から施行する。 附 則 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年1月28日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年11月26日から施行する。 附 則 この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

別表(第2条関係)

日南串間地域医療構想調整会議構成団体等

団 体 名
南那珂医師会
日南歯科医師会
宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会
宮崎県看護協会 日南・串間地区
宮崎県立日南病院
日南市立中部病院
串間市民病院
医療法人十善会 県南病院
医療法人文誠会 なんごう病院
全国健康保険協会宮崎支部
<u>宮崎県後期高齢者医療広域連合</u>
<u>日南市</u>
<u>串間市</u>

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月 日から施行する。

別表(第2条関係)

日南串間地域医療構想調整会議基本構成団体

団 体 名
南那珂医師会
日南歯科医師会
宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会
宮崎県看護協会 日南・串間地区
宮崎県立日南病院
日南市立中部病院
串間市民病院
医療法人十善会 県南病院
医療法人文誠会 なんごう病院
全国健康保険協会宮崎支部
<u>日南市 長寿課</u>
<u>日南市 健康増進課</u>
<u>串間市 医療介護課</u>
<u>日南市社会福祉協議会</u>
<u>串間市社会福祉協議会</u>

日南串間地域医療構想調整会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する日南串間地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（調整会議の開催）

第2条 調整会議は、日南保健所長（以下「所長」という。）が関係者を招集して開催する。

- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報を扱う場合はこの限りでない。
- 3 所長が、調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体の代表者（委任を受けた者及び代理人を含む。以下「基本構成団体代表者」という。）とする。
- 4 基本構成団体代表者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、基本構成団体代表者は、協議事項を明確にするとともに、文書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 第3項にかかわらず、協議事項、地域の実情等から必要があるとき又は医療法に基づき調整会議に参加するよう求める場合には、所長は、参加を求める関係者を変更することができる。
- 7 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

（協議事項等）

第3条 調整会議の参加関係者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること
 - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
 - (3) 外来医療機能、医療機器に関すること
 - (4) 病床機能報告制度による情報に関すること
 - (5) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること
 - (6) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものとする。
- 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成し、関係者の記名押印の上、日南保健所で保管する。
- 4 前項の場合においては、所長は立会人として記名押印するものとする。

（議長）

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長は、基本構成団体代表者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

（議長の職務代理者）

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理者を参加関係者の互選により定める。

- (1) 議長に事故があるとき
- (2) 利益相反となるとき
- (3) 第2条第6項の規定により参加者が変更されたことで、議長がいなくとき
- (4) その他の事情により議長が欠けたとき

(合同開催)

第6条 調整会議は、別の構想区域で設置された地域医療構想調整会議（以下「別区域調整会議」）と合同で開催することができる。

2 合同開催する場合は、この要綱の定めに関わらず、所長は、別区域調整会議の事務局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(記録及び公表)

第7条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県庁ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。

2 議事録には、参加関係者のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3 この条については、第2条第7項の書面協議の場合は適用しない。

(医療機関専門部会の設置)

第8条 調整会議に医療機関の協議等の場として、医療機関専門部会を置く。

2 医療機関専門部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。

(公立病院部会の設置)

第9条 調整会議に公立病院の協議等の場として、公立病院部会を置く。

2 公立病院部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。

(在宅医療・介護連携部会の設置)

第10条 調整会議に在宅医療及び介護との連携の協議等の場として、在宅医療・介護連携部会を置く。

2 在宅医療・介護連携部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。

(事務局)

第11条 調整会議の事務局は、日南保健所に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 7 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

日南串間地域医療構想調整会議基本構成団体等

団 体 名
南那珂医師会
日南歯科医師会
宮崎県薬剤師会 日南串間薬剤師会
宮崎県看護協会 日南・串間地区
宮崎県立日南病院
日南市立中部病院
串間市民病院
医療法人十善会 県南病院
医療法人文誠会 なんごう病院
全国健康保険協会宮崎支部
宮崎県後期高齢者医療広域連合
日南市 長寿課
日南市 健康増進課
串間市 医療介護課
日南市社会福祉協議会
串間市社会福祉協議会

日南串間地域医療構想調整会議
在宅医療・介護連携部会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、日南串間地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）運営要綱第10条の規定に基づき設置する在宅医療・介護連携部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（協議事項等）

第2条 部会は、日南串間医療構想区域内における次の事項について協議等を行う。

- (1) 慢性期の需要を地域で支える提供体制の構築に関する事
- (2) 効率的な在宅医療の構築に関する事
- (3) 医療保険及び介護保険での訪問・通所リハビリテーションの活用に関する事
- (4) 医療機関と介護施設の連携に関する事
- (5) 前4項のほか、在宅医療及び医療と介護との連携に関する事

（構成）

第3条 部会は、別表に掲げる機関・団体の代表者等（以下「部会員」という。）をもって構成する。

（部会長）

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、南那珂医師会の代表者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の議事を主宰する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を行う。

（部会の開催）

第5条 部会は、宮崎県日南保健所長（以下「所長」という。）が部会員を招集して開催する。

- 2 部会の議事は、非公開とする。
- 3 部会員から部会開催の要請があったとき、所長は部会の開催に務めなければならない。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、宮崎県日南保健所において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

別表(第3条関係)

機関・団体名
南那珂医師会
日南歯科医師会
日南串間薬剤師会
日南市 長寿課
串間市 医療介護課
県立日南病院
日南市立中部病院
串間市民病院
おび中央病院
日南市地域包括支援センター(北地区・中央地区・東地区・南地区)
串間市地域包括支援センター
宮崎県訪問看護ステーション連絡協議会
日南市介護支援専門員連絡会
串間市介護支援専門員連絡会
宮崎県理学療法士会
宮崎県作業療法士会
宮崎県老人保健施設協会(県南ブロック)

宮崎県医療資源調査・分析支援事業における 令和7年度データ分析結果報告

令和8年7月2日

宮崎県福祉保健部医療政策課

目 次

- 1 分析チーム構成員等一覧
- 2 宮崎県医療資源調査・分析支援事業概要
- 3 令和7年度分析結果

1 分析チーム構成員等一覧

分析チーム構成員

所 属	役 職	氏 名	研究分野	役 割
福岡国際医療福祉大学	学長	松田 晋哉 先生	公衆衛生	分析・助言
宮崎大学医学部附属病院	病院長	賀本 敏行 先生	泌尿器科学	助言
宮崎大学医学部附属病院 臨床研究支援センター	データマネジメント部門長	中井 陸運 先生	医療統計学	分析
宮崎県医師会	副会長	金丸 吉昌 先生	地域医療	助言
県立延岡病院	主任部長	松田 俊太郎 先生	総合診療 へき地医療	助言

事務局：宮崎県医療政策課

2 宮崎県医療資源調査・分析支援事業概要（1）

医療政策課 R7:20,779千円 R8:18,799千円
【財源:国庫、地域医療介護総合確保基金】

事業の目的

各圏域の医療資源の現状等を調査・分析することで、客観的なデータに基づく具体的な医療体制の構築に向けた議論が促進されることにより、地域医療構想のさらなる推進を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 宮崎県医療資源調査・分析事業

県内の医療資源(医療機関や医師等)情報の収集及び分析を行い、県内7圏域に設置している地域医療構想調整会議等における医療体制に係る協議に寄与する資料を作成

② 地域医療構想アドバイザー等派遣事業（地域医療介護総合確保基金）

①の資料等を用いて、地域医療構想アドバイザーを派遣したセミナー等を開催し、地域医療構想調整会議における議論を促進

(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

地域医療構想調整会議の開催 各圏域2回以上
地域医療構想の実現に向けた議論の活性化・機運醸成

事業の期間

令和7年度～令和8年度（令和9年度も実施する方針）

2 宮崎県医療資源調査・分析支援事業概要（2）

令和7年度の分析項目及び取組

1 令和7年度主な分析項目

(1) 入院医療の現状・課題

- ・入院患者の将来推計
- ・入院患者の流出入状況 など

(2) 5疾病6事業の現状・課題

- ・疾病・事業ごとの患者数・将来需要
- ・診療実績（医療提供状況） など

(3) 外来医療の現状・課題

- ・診療科ごとの外来患者数・将来需要
- ・診療所の配置状況 など

(4) 医療・介護人材の現状・課題

- ・職種ごとの地域偏在の状況
- ・医療・介護従事者の将来推計 など

(5) 病院機能・病床機能

- ・在宅療養等連携機能、急性期拠点機能等を有する施設の現状 など

(6) 在宅医療・介護の現状・課題

- ・在宅医療患者数・将来需要
- ・在宅医療提供実績 など

(7) 高齢者救急の現状・課題

- ・救急搬送件数の推移・将来予測
- ・救急搬送の内訳（疾患） など

(8) 入院患者実態調査・診療所実態調査

- ・入院患者の年齢、住所地、疾患群
- ・診療所医師の年齢、診療科 など

2 令和7年度の取組

県職員向けデータ分析力向上研修

- 人事異動等の影響を受けない、継続的な分析体制の維持・強化
- データに裏付けされた施策立案・評価能力の向上（ロジックモデルを活用した進捗評価）

各地域医療構想調整会議にて分析状況報告

- 分析を行った内容から地区診断を行い、各圏域の調整会議にて報告
- ※昨年度実施できなかった医療圏には今年度実施予定

都城北諸方医療圏でのデータ分析に関するセミナー開催

- 都城北諸方医療圏をモデルケースとして分析結果から医療と介護の連携についてセミナー開催

地域で考えよう！
地域医療介護構想セミナー

日程 令和8年3月26日（木）
午後6時30分から午後8時まで

会場 ウェルネス交流プラザ 茶霧茶霧ギャラリー
都城市龍原町11街区25号

講師 松田 晋哉氏
〔地域医療連携推進及び医療計画等に関する検討会委員・厚生労働省
「医学的視点」が必要なのか〕

講演内容
1. データで見る「医療・介護構想ニーズ」の現状
2. なぜ今、ケアマネジメントに「医学的視点」が必要なのか
3. 先進事例に学ぶ
組合体・アライアンスの成功パターン
4. ICT活用と情報の連携化がもたらす革新的な施策化
5. 「事務の共同化」で
専門職が現場に専念できる環境を作る
6. 都城北諸方圏域の医療と介護の展望

対象 医療施設、介護施設等に従事されている
「すべての」皆様対象です（先着150人）

参加費 「無料」です。是非お越しください。

申込み方法 ▶ 二次元コード読み込み後の申込フォーム又は「FAX」でお申込みください。
申込期限 ▶ 3月12日（木）まで
その他 ▶ 当日は10分前までに会場へお越しください。

主催 宮崎県、公益社団法人宮崎県医師会、宮崎県地域医療連携調整会議



2 宮崎県医療資源調査・分析支援事業概要（3）

令和8年度の分析項目及び取組

1 令和8年度の分析項目想定

(1) 構想区域検討用データの作成

- ・急性期拠点機能を有する施設候補の決定
→手術件数や救急搬送受入実績に基づく拠点性の客観的評価
- ・構想区域見直しシミュレーション
→医療機関や介護施設への移動時間シミュレーションによる住民の救急搬送や通院アクセスへの影響予測
→災害時シミュレーションによる医療資源確保への影響予測

(2) 構想区域別の医療機関機能の現状・課題

- ・重複する機能、不足する機能の見える化
→特定の疾患の症例の分散・集中度
→リハビリや在宅医療を担う施設が不足している地域の特定
→診療所の医師の年齢状況から存続限界を可視化
- ・医療機関再編・機能集約に伴う影響分析
→周辺住民の移動時間等
→高齢者の通院や救急搬送においてアクセス等
→中核病院へ機能が集約された際の周辺医療機関への影響

(3) 地域医療構想の成果指標に関する項目

- ・ロジックモデル導入に向けたデータ選定
- ・構想区域ごとの評価・分析 など

(4) 5疾病6事業及び在宅医療の成果指標に関する項目

- ・ロジックモデル導入に向けたデータ選定
- ・第8次医療計画に掲げる取組の評価 など

2 令和8年度の実施

県職員向けデータ分析力向上研修

- 人事異動等の影響を受けない、継続的な分析体制の維持・強化
- データに裏付けされた施策立案・評価能力の向上（ロジックモデルを活用した進捗評価）

各地域医療構想調整会議にて分析状況報告

- 分析を行った内容から地区診断を行い、各圏域の調整会議にて報告
※昨年度実施できなかった医療圏には今年度実施予定

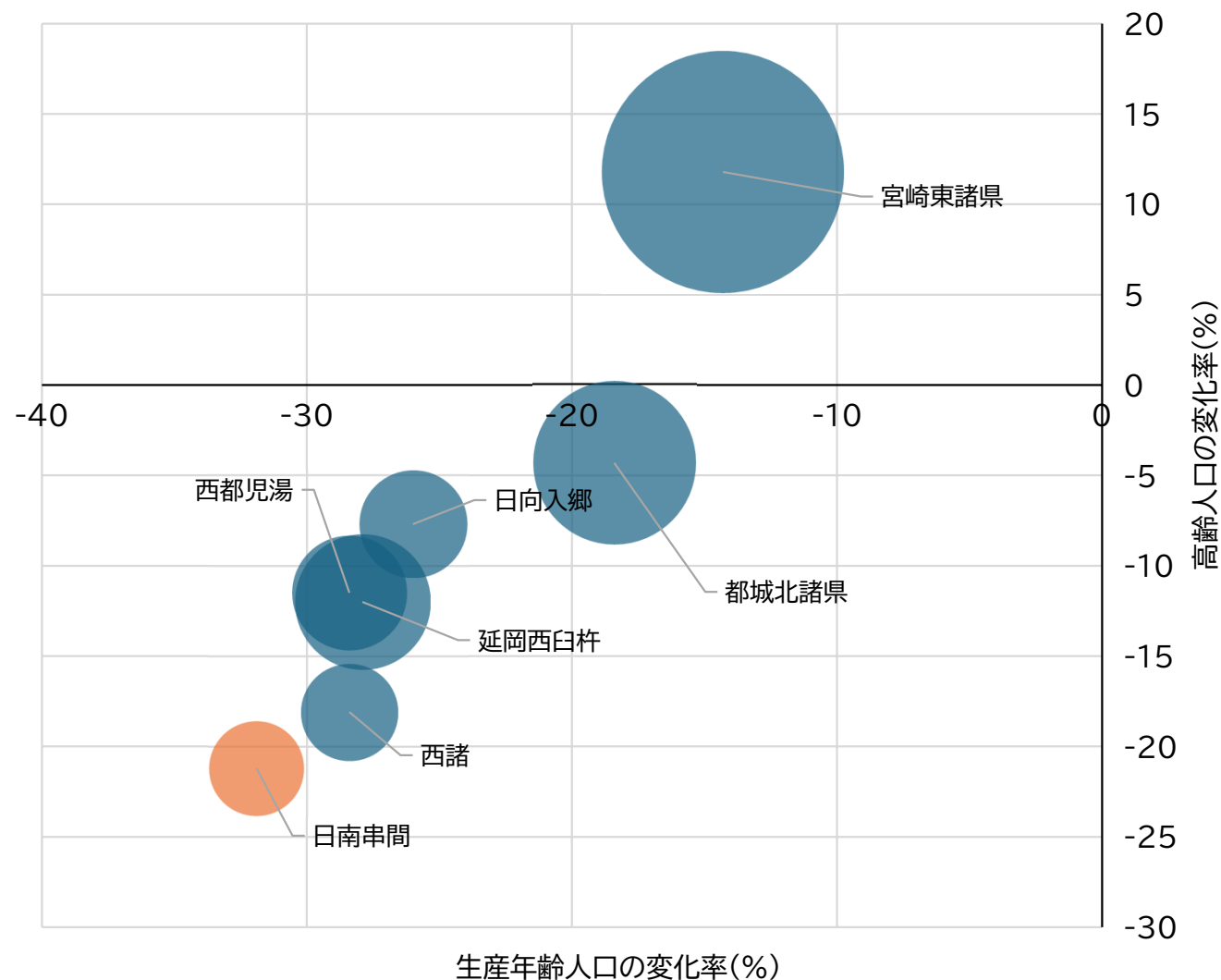
NDBデータの収集・分析

- 令和7年度はオープンデータの分析を基本としたが、今年度は非公開データの分析も実施。

3 令和7年度分析結果

2025年から2040年にかけての人口の変化率

年齢区分別の人口の変化率

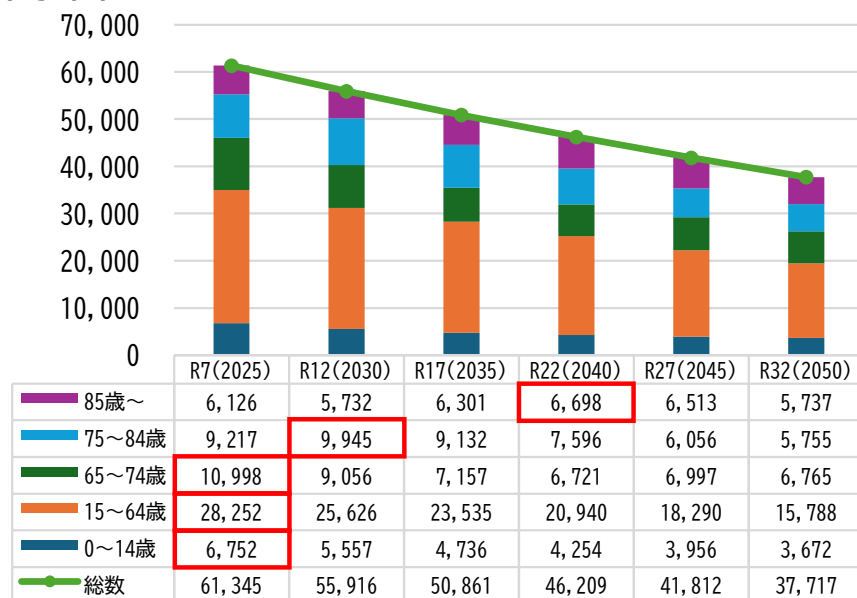


縦軸 : 65歳以上人口における2025年から2040年にかけての人口の変化率
横軸 : 15歳から64歳人口における2025年から2040年にかけての人口の変化率
バブルの大きさ : 2025年時点の人口規模

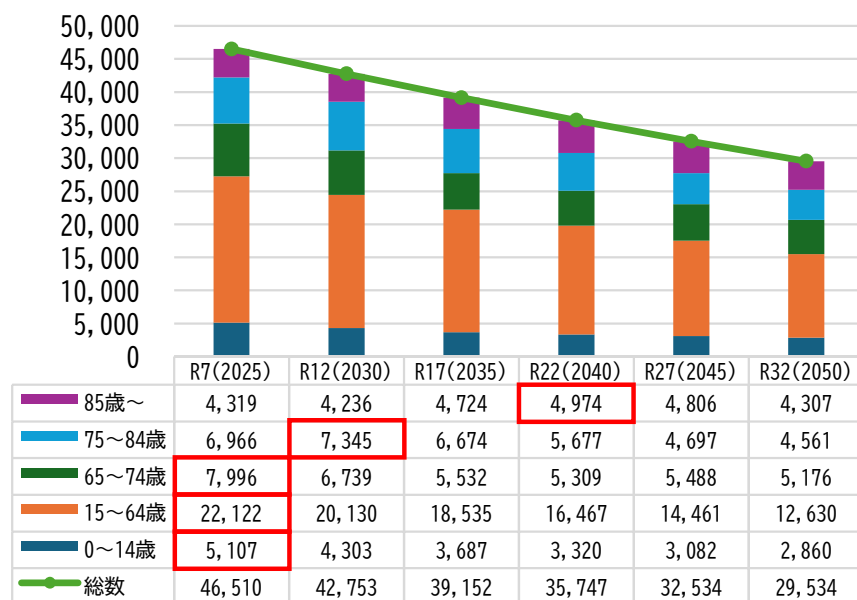
3 令和7年度分析結果

人口推計（日南串間）

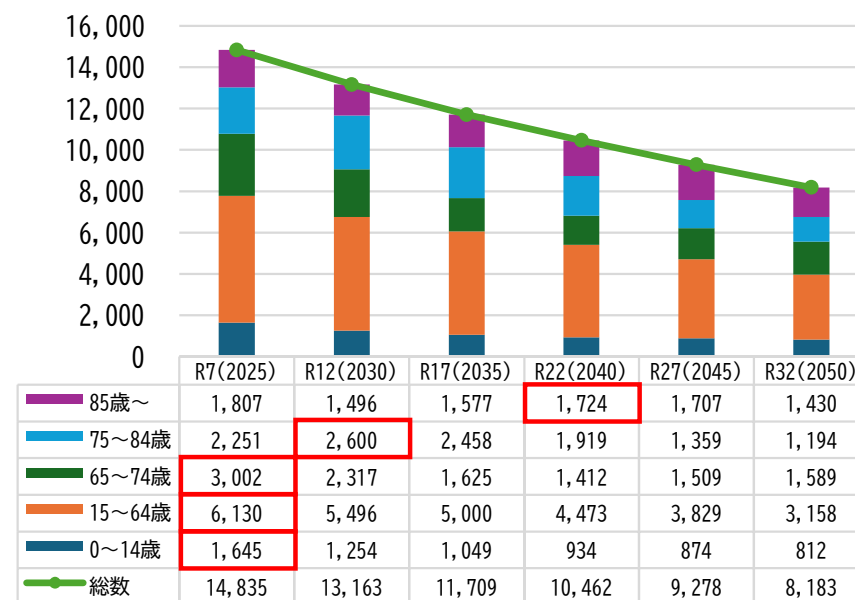
日南串間



日南市



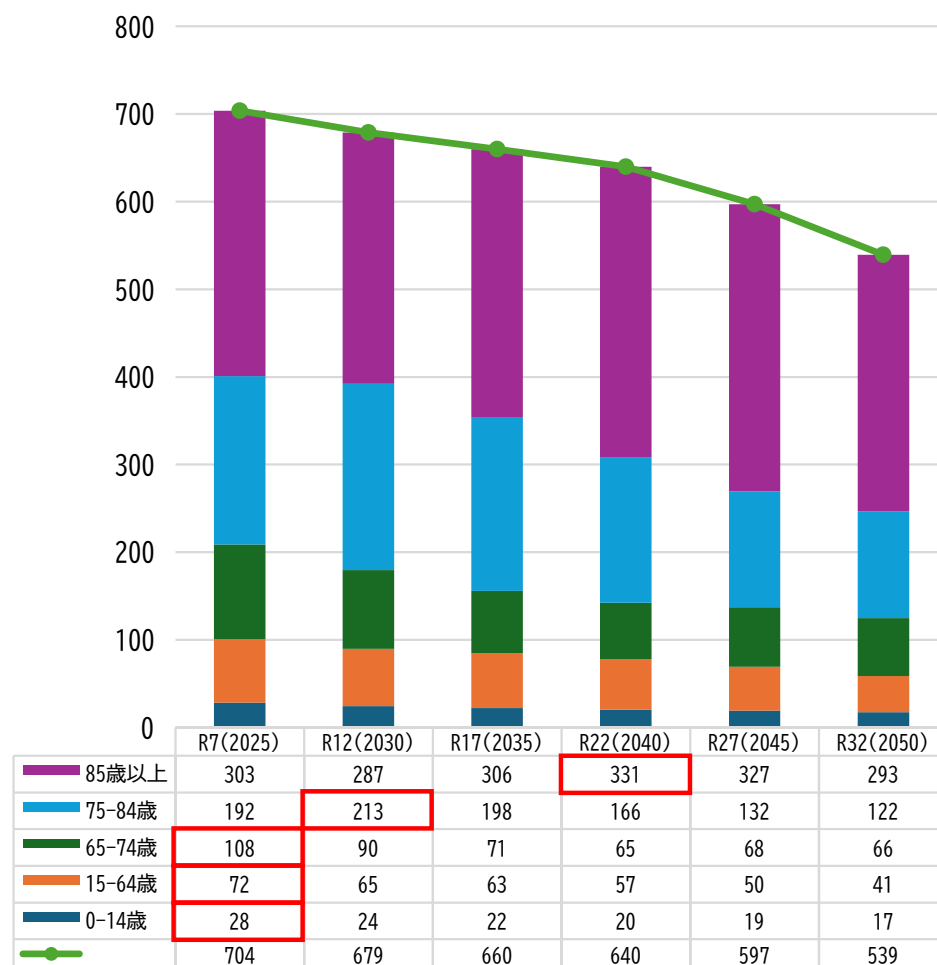
串間市



3 令和7年度分析結果

日南串間 入院患者推計（人/1日）

精神以外



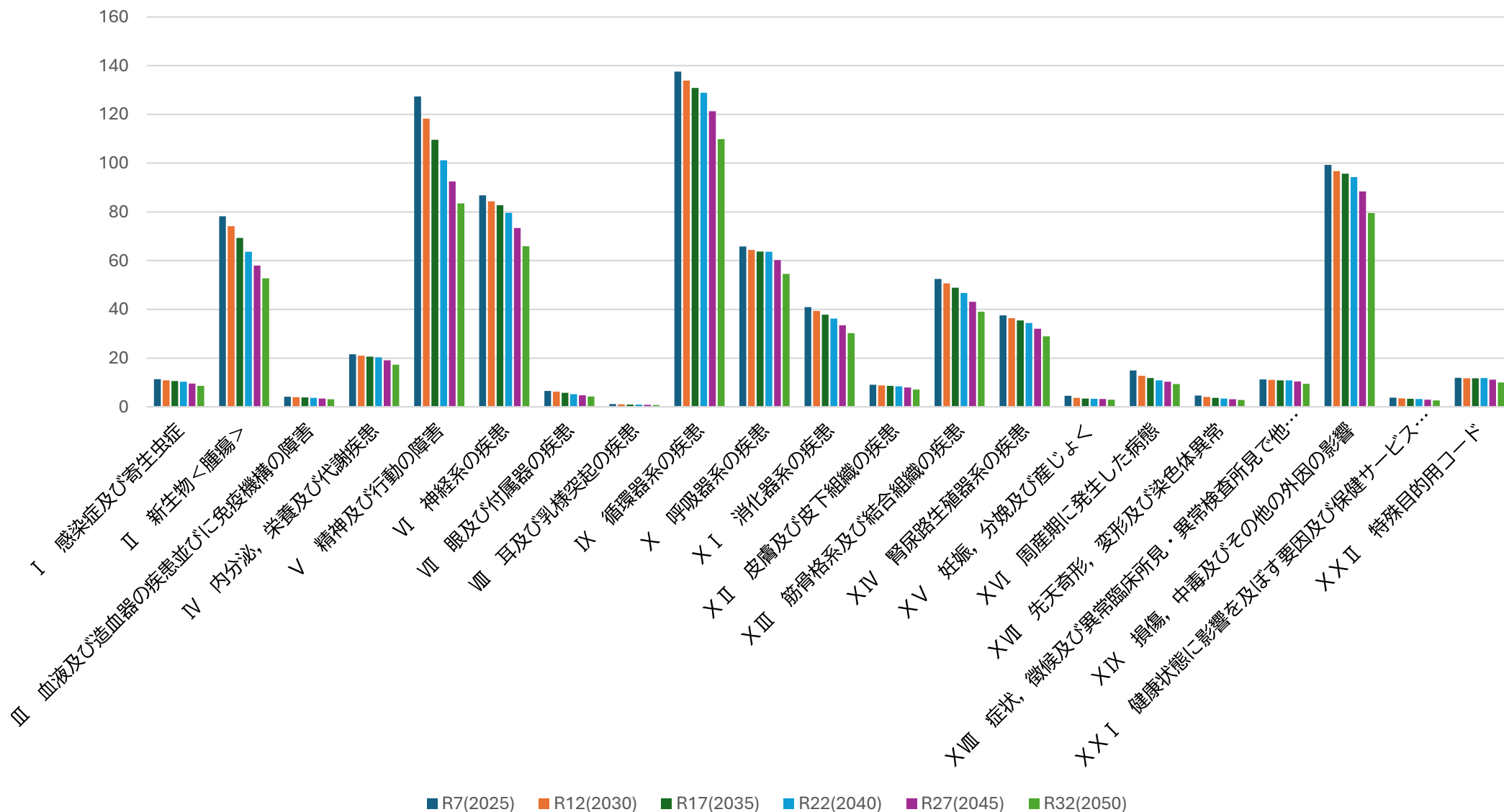
精神



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 患者調査（令和5年度）全国編：入院受療率（人口10万対），性・年齢階級（5歳）×傷病分類別（第69表）
 推計人口に年齢別入院受療率を乗じることで年齢別入院患者数を算出
 ※地域医療構想策定時の推計と同様の方法
 ※新しい地域医療構想策定時にはガイドラインに従い再算定予定

3 令和7年度分析結果

日南串間 疾患別推計入院患者数（人/1日）

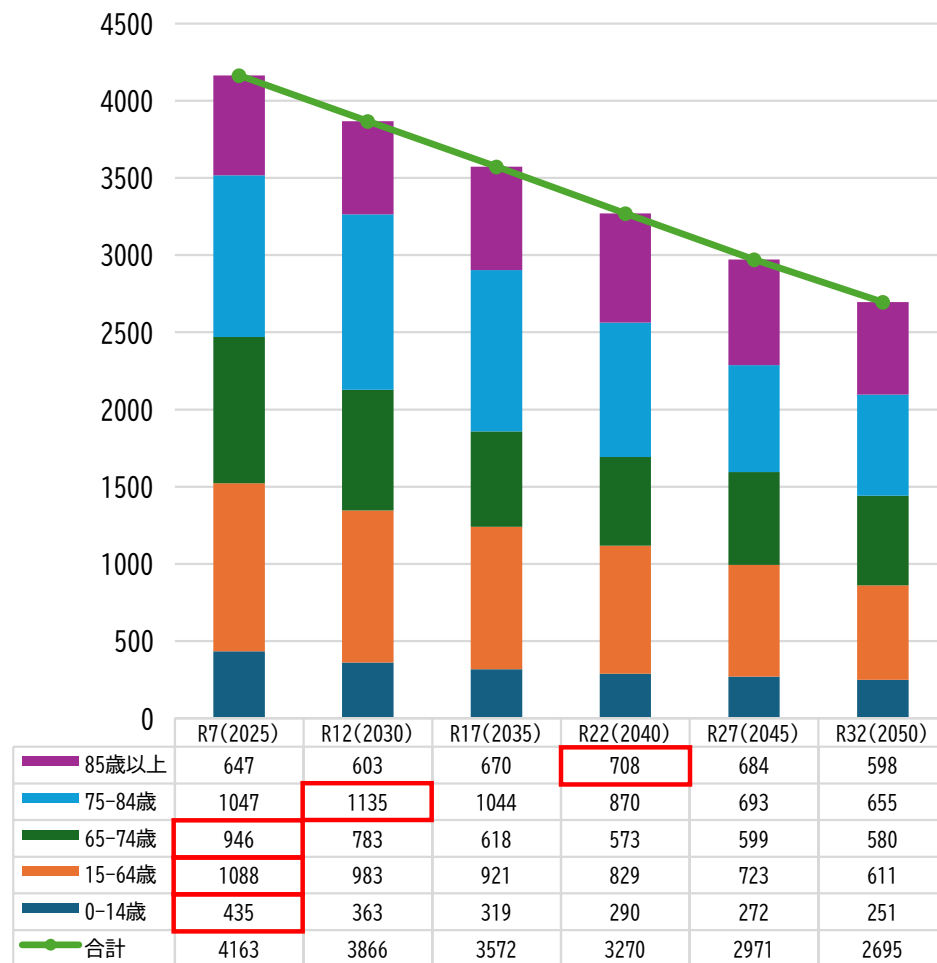


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 患者調査（令和5年度）全国編：入院受療率（人口10万対），性・年齢階級（5歳）×傷病分類別（第69表）
 推計人口に傷病別入院受療率を乗じることで傷病別入院患者数を算出
 ※地域医療構想策定時の推計と同様の方法※新しい地域医療構想策定時には策定ガイドラインに従い再算定予定）

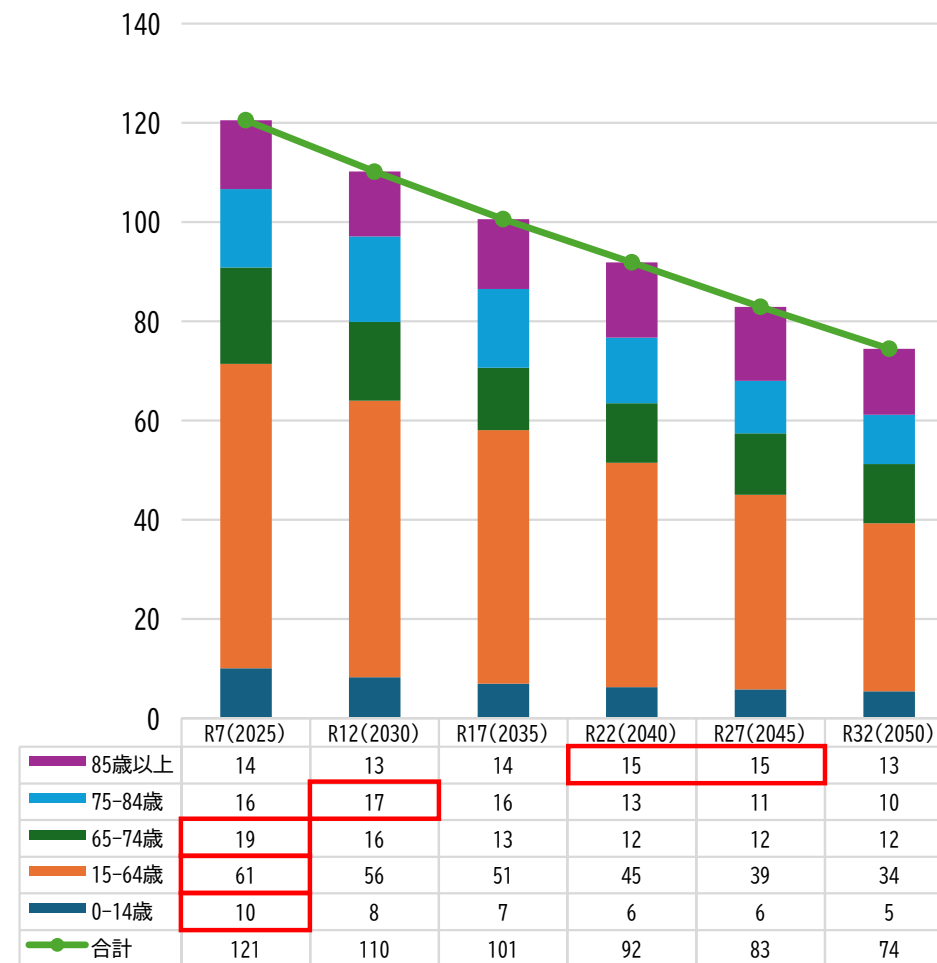
3 令和7年度分析結果

日南串間 外来患者推計（人/1日）

精神以外



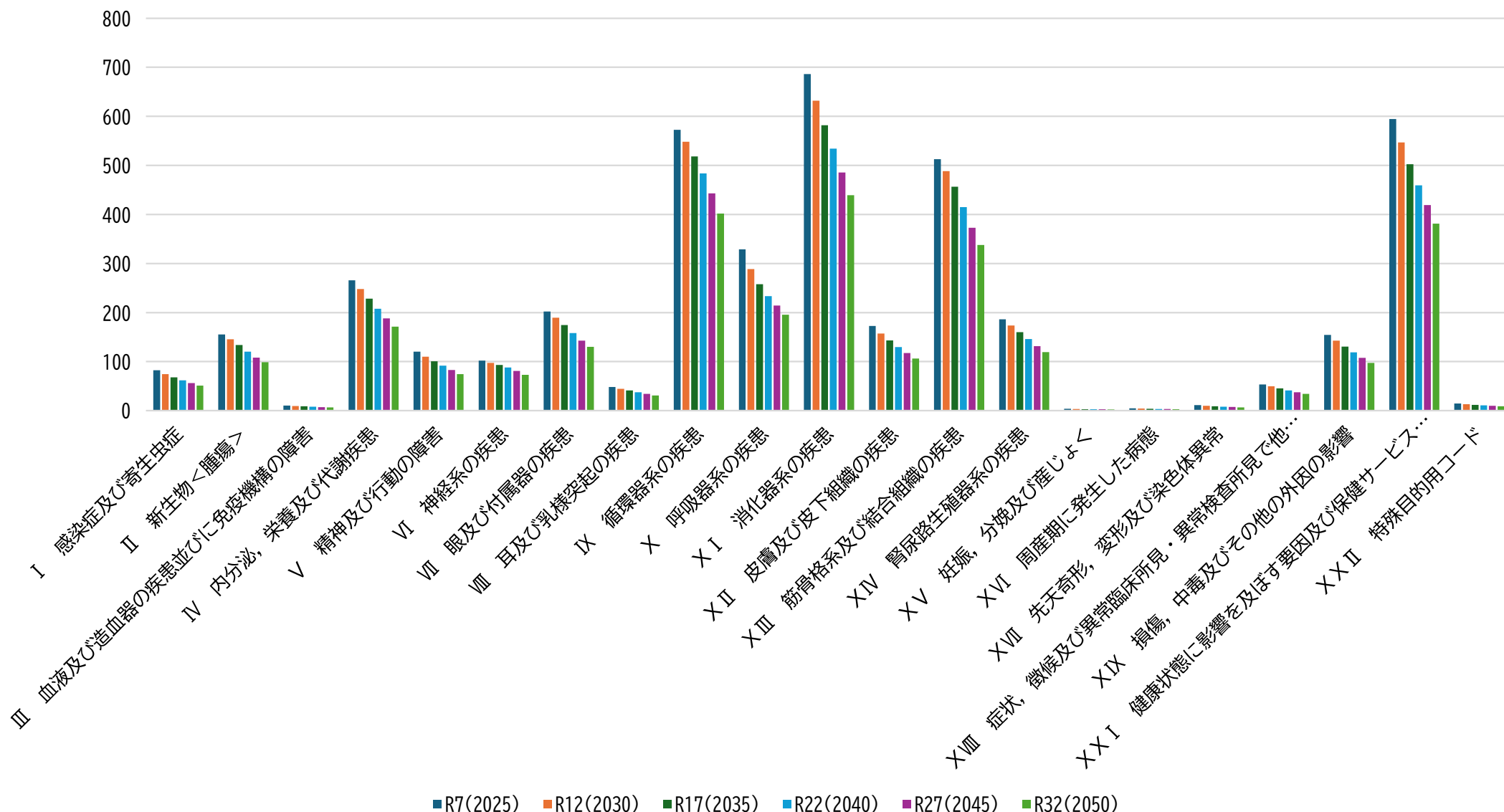
精神



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 患者調査（令和5年度）全国編：外来受療率（人口10万対）、性・年齢階級（5歳）×傷病分類×外来（初診－再来）別（第71表）
 推計人口に年齢別入院受療率を乗じることによって年齢別入院患者数を算出
 ※地域医療構想策定時の推計と同様の方法
 ※新しい地域医療構想策定時にはガイドラインに従い再算定予定

3 令和7年度分析結果

日南串間 疾患別推計外来患者数（人/1日）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 患者調査（令和5年度）全国編：外来受療率（人口10万対）、性・年齢階級（5歳） × 傷病分類 × 外来（初診－再来）別（第71表）
 推計人口に傷病別入院受療率を乗じることで傷病別入院患者数を算出
 ※地域医療構想策定時の推計と同様の方法※新しい地域医療構想策定時には策定ガイドラインに従い再算定予定

3 令和7年度分析結果

入院患者の流出入状況（一般病床）

(1) 一般病床における入院患者の流出入状況

- 宮崎東諸県に県下全域からの流入が見られ、特に西都児湯の入院患者の約4割が宮崎東諸県へ流出。
- 日向入郷では、主に延岡西臼杵や宮崎東諸県の2地域へ流出。
- 延岡西臼杵や都城北諸県、西諸、日南串間においては県外への流出が1割程度見られる。

二次医療圏別の入院患者数(一般病床)

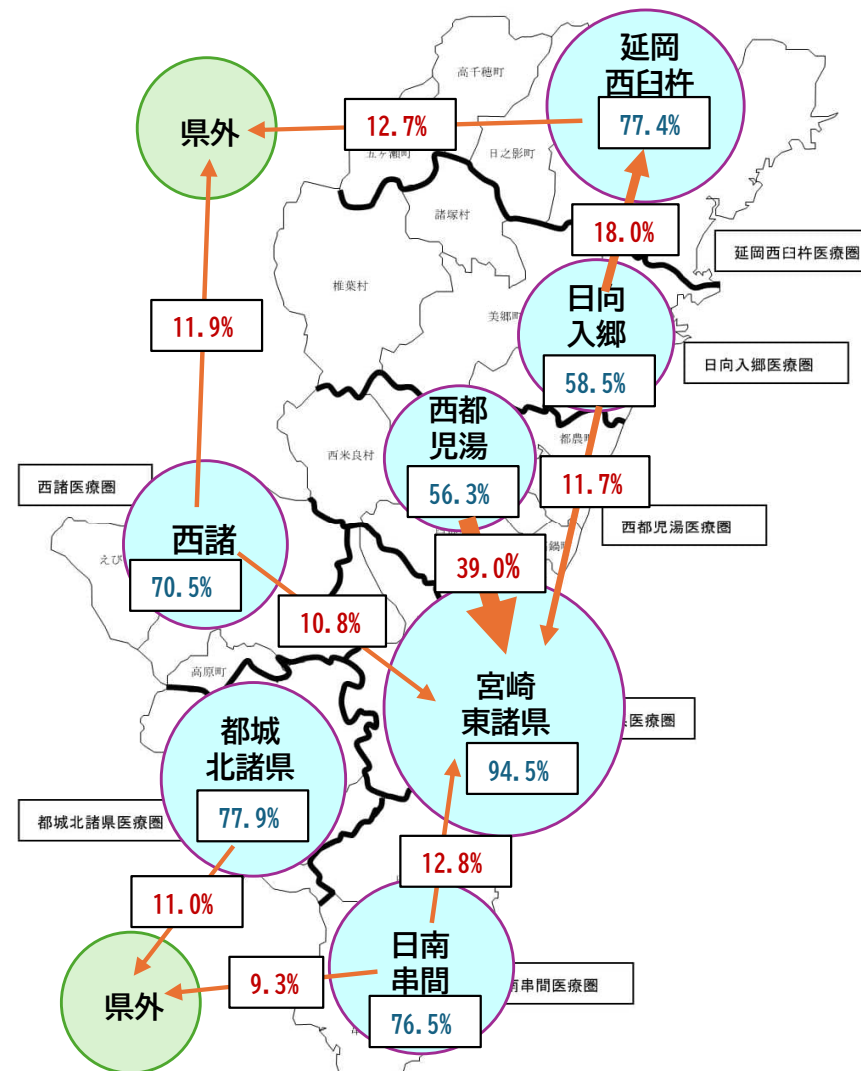
患者住所	医療機関所在地								総計
	延岡 西臼杵	日向 入郷	宮崎 東諸県	西都 児湯	日南 串間	都城 北諸県	西諸	県外	
延岡 西臼杵	724	11	50	27	0	4	0	119	935
日向 入郷	91	296	59	30	2	0	0	28	506
宮崎 東諸県	2	4	1,935	25	12	7	1	62	2,048
西都 児湯	2	7	259	374	1	2	0	19	664
日南 串間	1	1	81	0	486	6	1	59	635
都城 北諸県	0	0	96	14	8	931	14	132	1,195
西諸	0	0	56	0	1	34	366	62	519
県外	9	1	46	3	10	152	11	-	232
総計	829	320	2,582	473	520	1,136	393	481	6,734

二次医療圏別の入院医療における地域完結率(一般病床)

患者住所	医療機関所在地								総計
	延岡 西臼杵	日向 入郷	宮崎 東諸県	西都 児湯	日南 串間	都城 北諸県	西諸	県外	
延岡 西臼杵	77.4%	1.2%	5.3%	2.9%	0.0%	0.4%	0.0%	12.7%	100.0%
日向 入郷	18.0%	58.5%	11.7%	5.9%	0.4%	0.0%	0.0%	5.5%	100.0%
宮崎 東諸県	0.1%	0.2%	94.5%	1.2%	0.6%	0.3%	0.0%	3.0%	100.0%
西都 児湯	0.3%	1.1%	39.0%	56.3%	0.2%	0.3%	0.0%	2.9%	100.0%
日南 串間	0.2%	0.2%	12.8%	0.0%	76.5%	0.9%	0.2%	9.3%	100.0%
都城 北諸県	0.0%	0.0%	8.0%	1.2%	0.7%	77.9%	1.2%	11.0%	100.0%
西諸	0.0%	0.0%	10.8%	0.0%	0.2%	6.6%	70.5%	11.9%	100.0%

一般病床における入院患者の主な流出状況

令和7年6月1日時点



(出典:「令和7年度宮崎県入院実態調査(宮崎県医療政策課)」)
※県外流出分については国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者データを基に算出した推計値。

3 令和7年度分析結果

入院患者の流出入状況（療養病床）

(2) 療養病床における入院患者の流出入状況

- 都城北諸県を除く全ての区域は完結率は8割以上。
- 延岡西臼杵や都城北諸県、西諸では県外への流出が見られる。

二次医療圏別の入院患者数(療養病床)

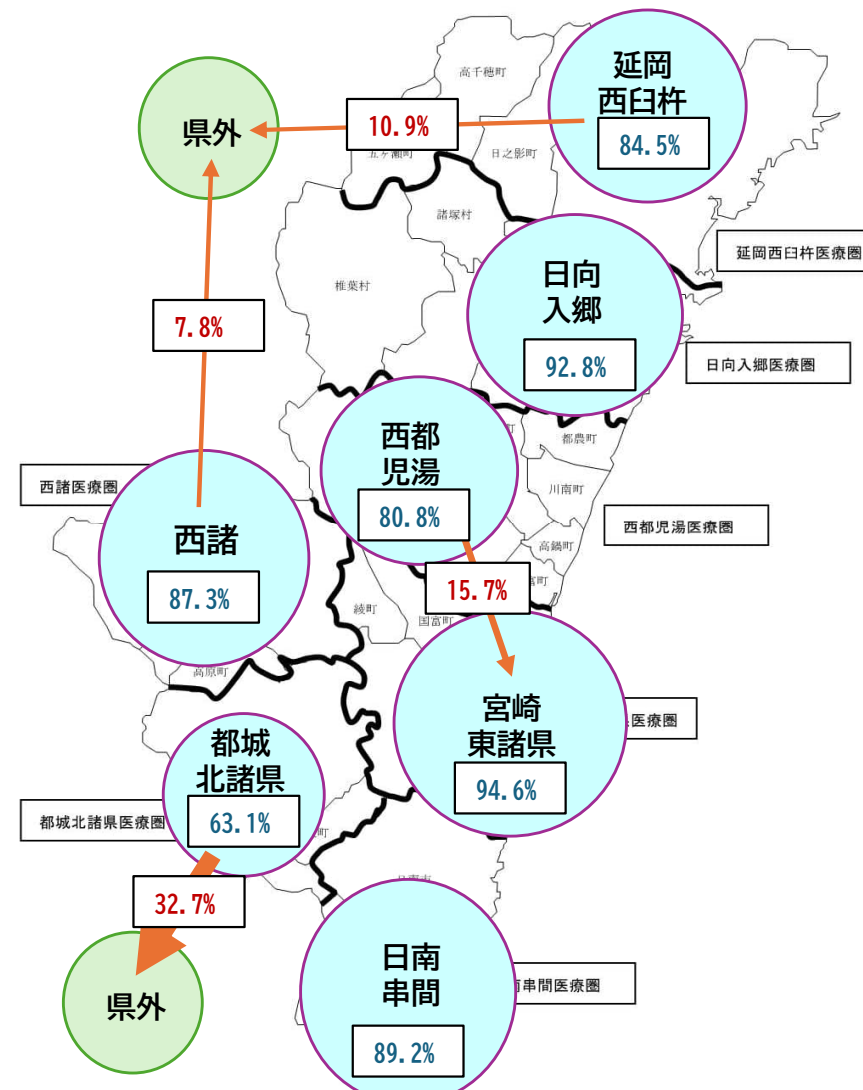
患者住所	医療機関所在地								総計
	延岡 西臼杵	日向 入郷	宮崎 東諸県	西都 児湯	日南 串間	都城 北諸県	西諸	県外	
延岡 西臼杵	240	9	1	2	0	1	0	31	284
日向 入郷	7	206	2	0	0	0	0	7	222
宮崎 東諸県	0	0	764	7	1	1	19	16	808
西都 児湯	0	6	54	277	0	2	2	2	343
日南 串間	0	0	8	2	182	3	0	9	204
都城 北諸県	0	0	6	0	0	241	10	125	382
西諸	0	0	6	0	0	4	178	16	204
県外	2	0	3	0	11	22	4	-	42
総計	249	221	844	288	194	274	213	206	2,489

二次医療圏別の入院医療における地域完結率(療養病床)

患者住所	医療機関所在地								総計
	延岡 西臼杵	日向 入郷	宮崎 東諸県	西都 児湯	日南 串間	都城 北諸県	西諸	県外	
延岡 西臼杵	84.5%	3.2%	0.4%	0.7%	0.0%	0.4%	0.0%	10.9%	100.0%
日向 入郷	3.2%	92.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	100.0%
宮崎 東諸県	0.0%	0.0%	94.6%	0.9%	0.1%	0.1%	2.4%	2.0%	100.0%
西都 児湯	0.0%	1.7%	15.7%	80.8%	0.0%	0.6%	0.6%	0.6%	100.0%
日南 串間	0.0%	0.0%	3.9%	1.0%	89.2%	1.5%	0.0%	4.4%	100.0%
都城 北諸県	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	63.1%	2.6%	32.7%	100.0%
西諸	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	2.0%	87.3%	7.8%	100.0%

療養病床における入院患者の主な流出状況

令和7年6月1日時点



(出典:「令和7年度宮崎県入院実態調査(宮崎県医療政策課)」)
※県外流出分については国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者データを基に算出した推計値。

3 令和7年度分析結果

入院患者の流出入状況（精神病床）

(3) 精神病床における入院患者の流出入状況

- 日向入郷、宮崎東諸県、日南串間の地域完結率は9割を超える。
- 西都児湯では、主に宮崎東諸県と日向入郷の2地域への流出が見られ、特に宮崎東諸県に3割程度流出している。
- 西諸では、主に都城北諸県や県外への流出が1割程度見られる。

二次医療圏別の入院患者数(精神病床)

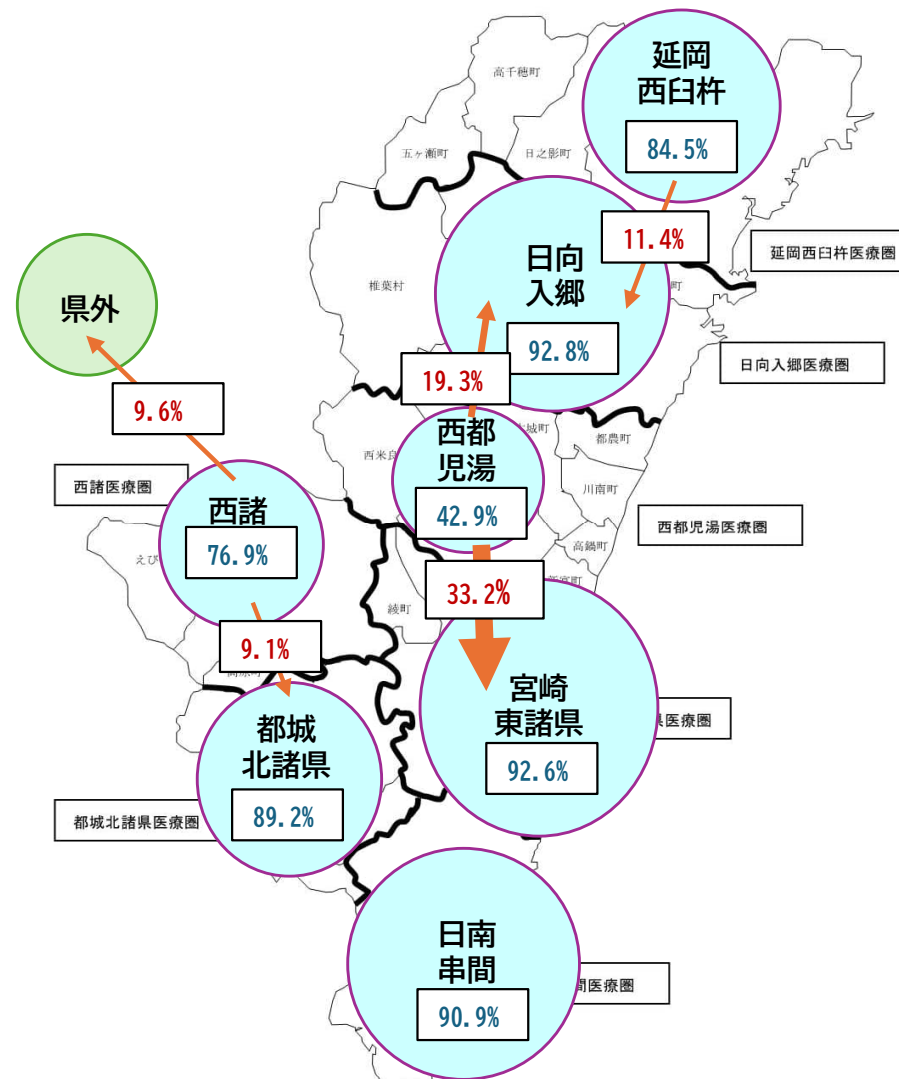
患者住所	医療機関所在地								総計
	延岡 西臼杵	日向 入郷	宮崎 東諸県	西都 児湯	日南 串間	都城 北諸県	西諸	県外	
延岡 西臼杵	674	91	4	0	2	4	0	22	797
日向 入郷	24	606	7	0	0	1	0	14	652
宮崎 東諸県	1	3	957	15	2	19	3	34	1,034
西都 児湯	1	54	93	120	2	1	0	9	280
日南 串間	1	0	23	0	501	13	1	12	551
都城 北諸県	0	0	19	0	0	713	25	42	799
西諸	1	0	16	0	0	36	303	38	394
県外	10	2	6	1	79	149	5	-	252
総計	712	756	1,125	136	586	936	337	171	4,759

二次医療圏別の入院医療における地域完結率(精神病床)

患者住所	医療機関所在地								総計
	延岡 西臼杵	日向 入郷	宮崎 東諸県	西都 児湯	日南 串間	都城 北諸県	西諸	県外	
延岡 西臼杵	84.6%	11.4%	0.5%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	2.8%	100.0%
日向 入郷	3.7%	92.9%	1.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	2.1%	100.0%
宮崎 東諸県	0.1%	0.3%	92.6%	1.5%	0.2%	1.8%	0.3%	3.3%	100.0%
西都 児湯	0.4%	19.3%	33.2%	42.9%	0.7%	0.4%	0.0%	3.2%	100.0%
日南 串間	0.2%	0.0%	4.2%	0.0%	90.9%	2.4%	0.2%	2.2%	100.0%
都城 北諸県	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	89.2%	3.1%	5.3%	100.0%
西諸	0.3%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	9.1%	76.9%	9.6%	100.0%

精神病床における入院患者の主な流出状況

令和7年6月1日時点



(出典:「令和7年度宮崎県入院実態調査(宮崎県医療政策課)」)
※県外流出分については国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者データを基に算出した推計値。

今後の医療介護サービスについての 考え方

- 医療介護サービスの主たる利用者は団塊の世代（75歳以上）に移っていく。
- 彼らが必要とするサービスの主体は慢性期。
- 慢性期の状態を起点として急性期イベントが発生する。
- 慢性期＝入院＋介護施設入所＋在宅
 - 各地域で利用可能な医療資源、介護資源を現実的に考え、上記3サービスの配分を考える。
 - その上で、各サービスを担う組織の役割を考える。
- 自助、互助、共助、公助それぞれの役割を住民とともに考える。

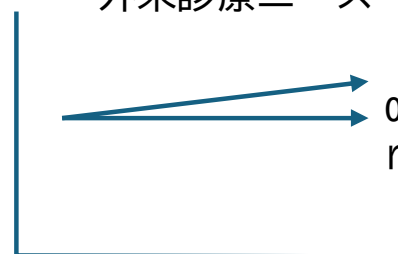
3 令和7年度分析結果

外来診療と介護サービスのニーズ変化に基づく地域パターン

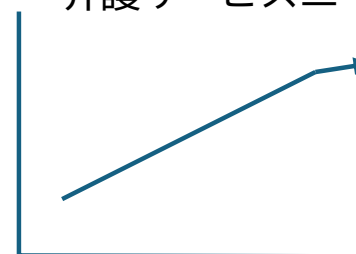
地域A

ex: 大都市部

外来診療ニーズ

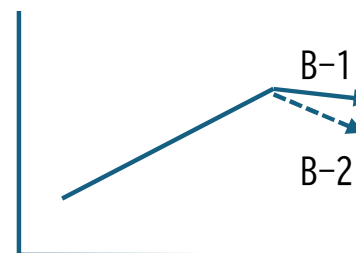
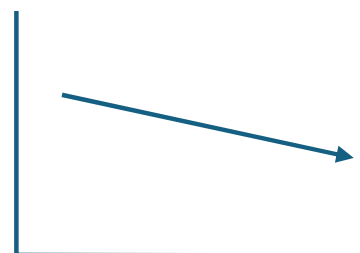


介護サービスニーズ



地域B

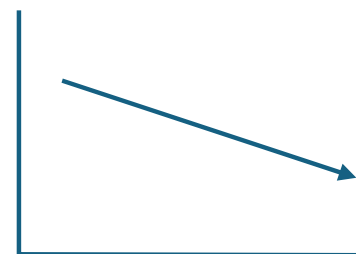
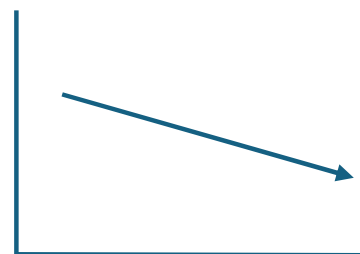
ex: 地方都市



2035年～2040年後の
ニーズの低下速度に
よって2つに分類

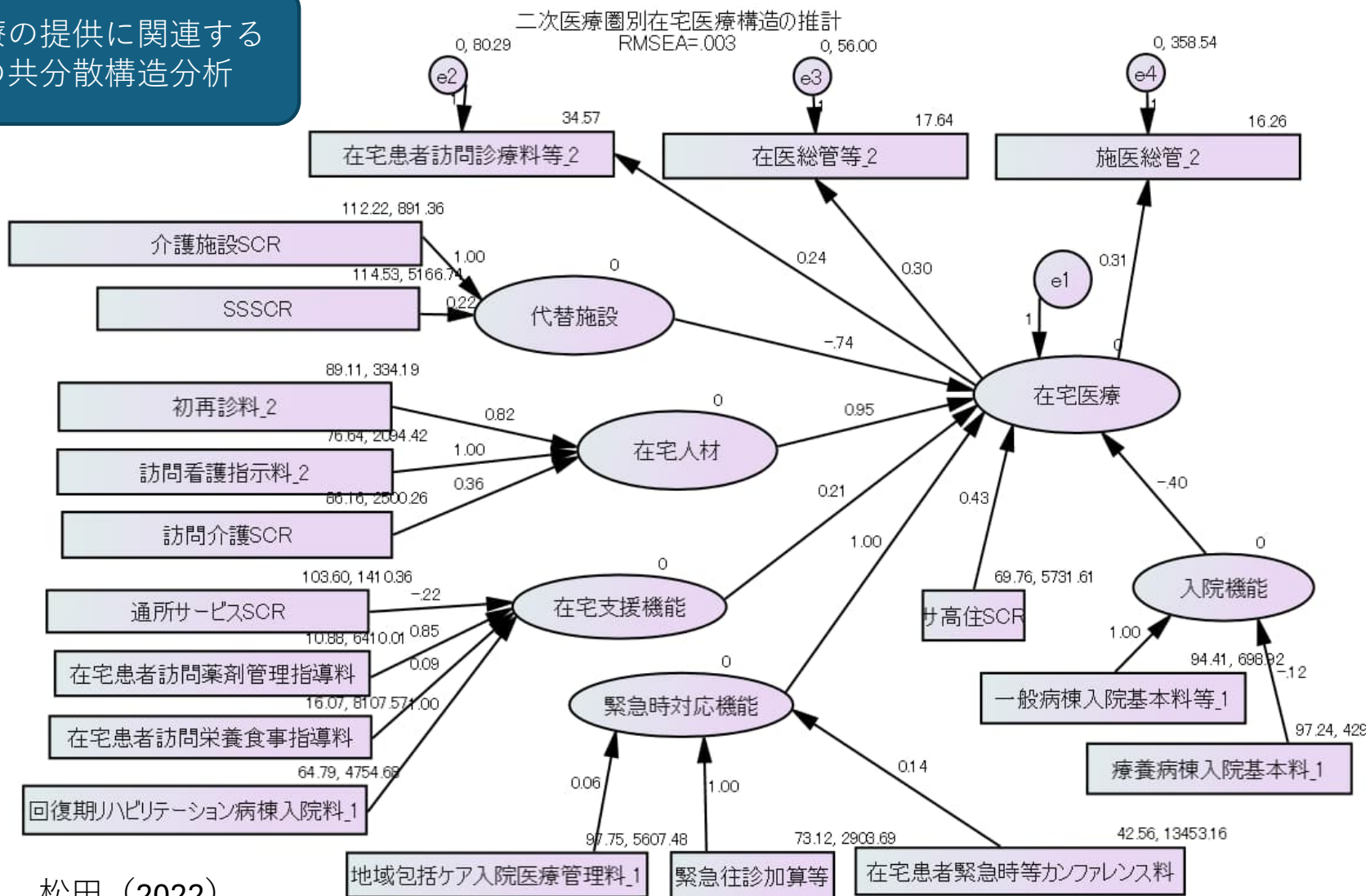
地域C

ex: 中山間地域



3 令和7年度分析結果

在宅医療の提供に関連する 要因の共分散構造分析



資料： 松田（2022）

「地域A」の慢性期への対応

$$\text{慢性期} = \overset{\text{A}}{\text{入院}} + \overset{\text{B}}{\text{施設介護}} + \text{在宅}$$

Aの地域は2040年以降も外来需要及び介護需要が増加する。急性期から慢性期、介護の二ーズ増に応えるための構想が必要。現在であれば施設介護を必要とする状態像の要介護高齢者の在宅ケアが増加するため、**訪問診療を行う医療施設（主に診療所）の確保とそれを支える病院（Type B）病院のネットワーク化が課題**となる。また、**増大する高齢者救急に対応するための地域版RSSが必要**となる。急性期病院においては、**高齢患者への総合的対応を行うための、病院総合医、特定看護師、ソーシャルワーカーの役割が重要**となる。加えて、ベッドサイドでのリハサービス量を増やすためのセラピストの配置が重要となる。

※TypeAの病院に求められる機能：①広域で急性期機能（がん診療、手術、救急、周産期、医師派遣）を持つこと
②その機能を24時間365日体制で担える人的資源、物的資源があること

TypeBの病院に求められる機能：①介護施設や在宅医療を担う診療所を支える機能を持つこと
②高齢者救急への対応（プライマリ対応、調整、下り搬送の受け皿）を行うこと
③地域における医療介護連携の中核としての調整機能を持つこと

「地域B」の慢性期への対応

$$\text{慢性期} = \overset{\text{A}}{\text{入院}} + \overset{\text{B}}{\text{施設介護}} + \text{在宅}$$

Bの地域は2035年から2040年に介護需要のピークを迎え、以後低下傾向になる。すでに外来需要は「減少傾向にあり、入院医療も典型的な急性期のニーズが減少している。Aの地域と同様、施設介護を必要とする状態像の要介護高齢者の在宅ケアが増加するため、**訪問診療を行う医療施設（主に診療所）の確保とそれを支える病院（Type B）病院のネットワーク化が課題**となる。そのためにも、地域の一般病院でType Bの機能を担う病院を明確にする必要がある。病院総合医、特定看護師、ソーシャルワーカー、セラピストの役割の重要性についてはAの地域と同じ。

「地域C」の慢性期への対応

$$\text{慢性期} = \overset{\text{A}}{\text{入院}} + \overset{\text{B}}{\text{施設介護}} + \text{在宅}$$

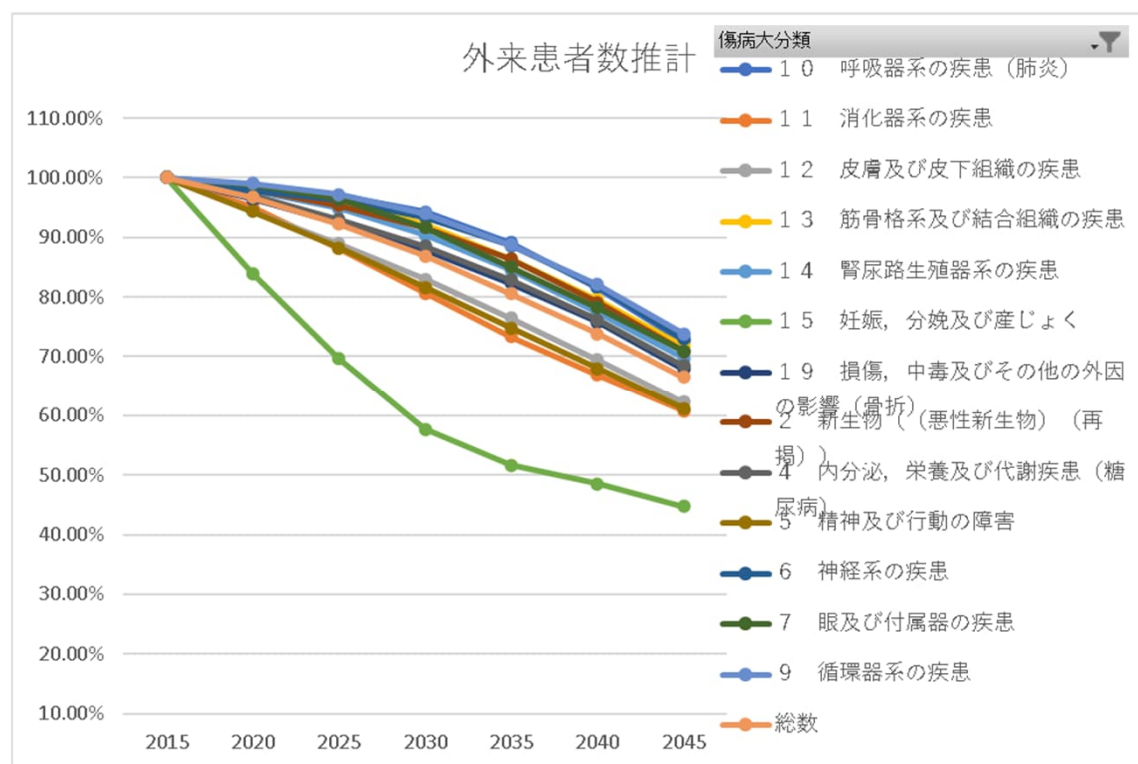
慢性期 = 入院 + 施設介護 + 在宅

Cの地域は、すでに入院・外来、介護のいずれのニーズも減少局面となっている。新規参入するサービス提供者は期待できず、また在宅ケアを増加させるための人的資源の制限があるため、**現在、地域にある入院施設、介護施設を維持しながらニーズに添えていく必要**がある。効率的なサービス提供体制と人的資源確保のため、連携推進法人の設立などを急ぐ必要がある。オンラインを活用した医療MaaSなどの活用を検討する必要がある。**地域の医療職の年齢分布の分析を行い、10年後の医療提供体制の状況を把握しておくことが、議論のために重要**になる。

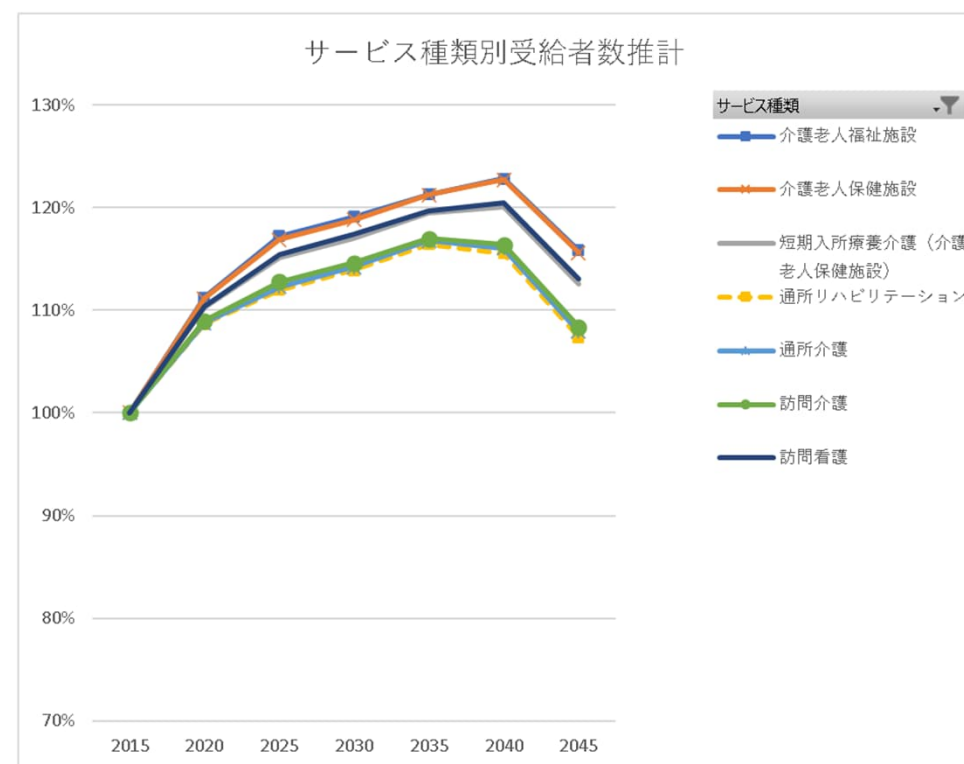
3 令和7年度分析結果

要介護高齢者の推移（日南市）

外来需要



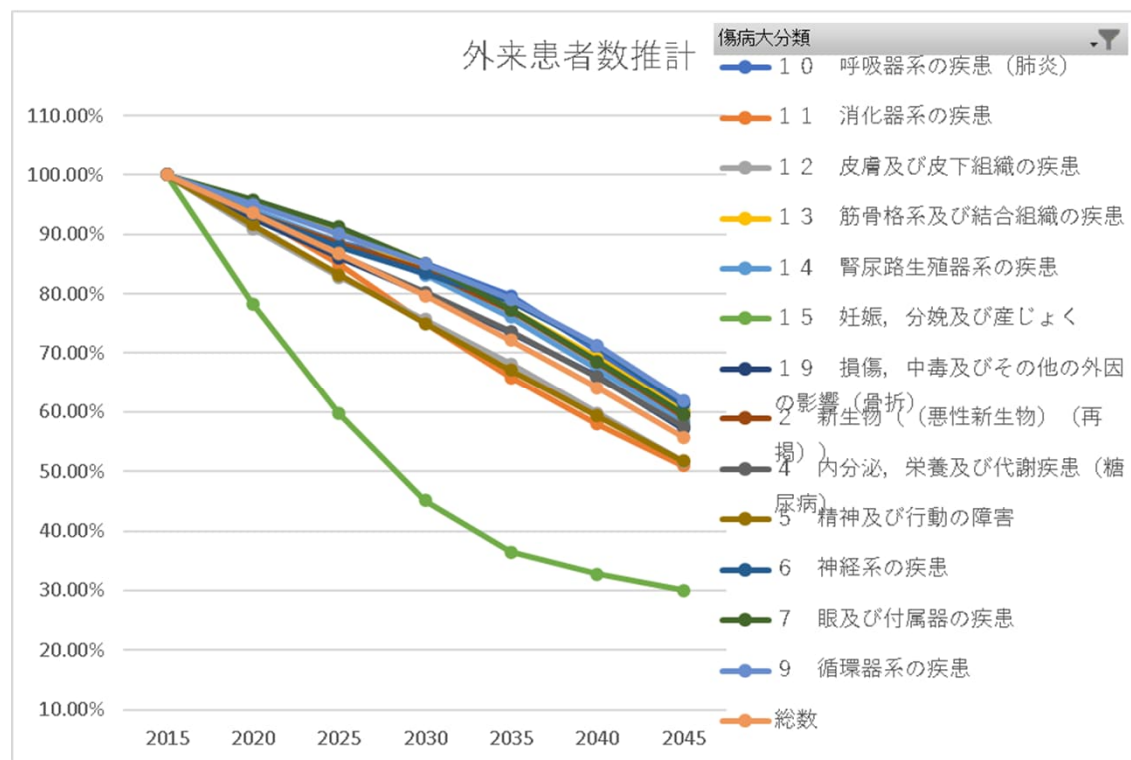
介護需要



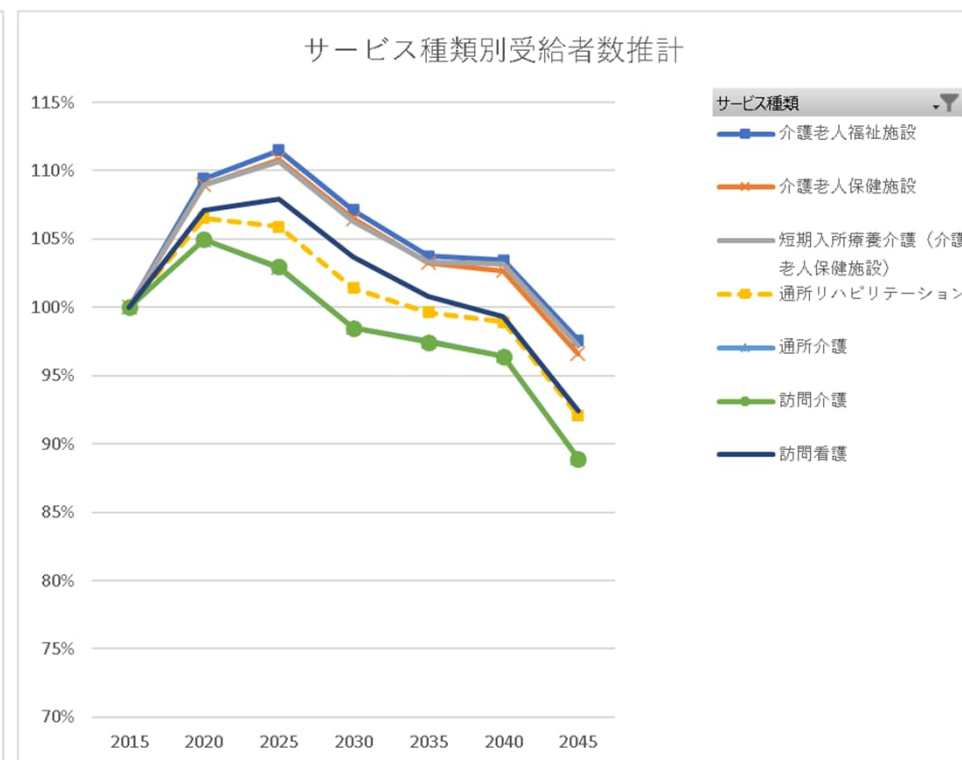
3 令和7年度分析結果

要介護高齢者の推移（串間市）

外来需要



介護需要



救急車による入院の将来推計 (日南串間 2020年=100)

指数（2020年度を100）											
年	0_4歳	5_14歳	15_24歳	25_34歳	35_44歳	45_54歳	55_64歳	65_74歳	75_84歳	85歳以上	合計
2020年		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2025年		88	89	79	84	102	78	91	105	101	92
2030年		71	93	64	65	98	73	75	114	95	85
2035年		59	82	65	53	83	75	59	104	104	77
2040年		52	67	71	43	65	73	56	87	111	69
2045年		48	56	65	44	53	62	58	69	108	63
2050年		45	50	53	48	42	49	56	66	95	57

3 令和7年度分析結果

医療SCR

市町村	年度	二次医療圏	診療所 初診料	診療所 再診料	一般病棟 入院基本料	療養病棟 入院基本料	有床診療所 入院基本料	有床診療所 療養病床入 院基本料	回復期リハ ビリテー ション病棟 入院料	往診	在宅患者 訪問診療料	救急搬送 診療料	訪問看護 指示料
日南市	2018	日南串間	102.6	99.4	105.9	185.4	128.9			26.6	16.5	98.8	14.2
	2020	日南串間	102.3	99.5	108.9	185.4	124.5		102.6	24.2	15	72.4	16.4
	2022	日南串間	92.2	93.7	108.6	149.3	107.6	427.5	114.8	14.8	18.2	136.4	12.3
串間市	2018	日南串間	53	85.3						59.8	16.1	89.6	3
	2020	日南串間	50.1	84.5						40.8	18.2		1.5
	2022	日南串間	69.2	83.3	57.5	48.6			106.1	18.1	16.1	89.7	14

介護SCR

市町村	訪問介護	訪問看護	訪問リハ ビリテー ション	通所介護	通所リハ ビリテー ション	ショート ステイ	福祉用具 貸与	特定施設 入居者生 活 介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症対応 型共同生活 介護	複合型 サービス (看護小 規模多機 能型居宅 介護)	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療 院
日南市	91.2	24.8	43.1	105.1	85.7	46.4	79.7	84.3	76.6	35.4	0.0	96.6	116.0	231.1
串間市	44.8	11.4	70.9	39.1	139.5	44.6	47.3	98.9	0.0	105.0	0.0	109.2	115.1	25.5

3 令和7年度分析結果

介護SCRの時系列変化（2020年宮崎県全体=1.000）

日南市

資源番号名	2次医療圏	圏域	圏域名称	2020	2021	2022	2023	2024
訪問介護	4504	45204	日南市	1.048	1.068	1.096	1.070	1.010
訪問入浴介護	4504	45204	日南市	0.867	0.858	1.201	0.838	0.804
訪問看護	4504	45204	日南市	0.509	0.506	0.506	0.524	0.540
訪問リハビリテーション	4504	45204	日南市	0.470	0.561	0.748	0.989	1.101
通所介護	4504	45204	日南市	0.923	0.967	0.960	0.932	0.924
通所リハビリテーション	4504	45204	日南市	1.269	1.179	1.030	0.919	0.909
福祉用具貸与	4504	45204	日南市	0.910	0.983	1.008	0.966	0.935
短期入所生活介護	4504	45204	日南市	0.878	0.789	0.747	0.774	0.683
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	4504	45204	日南市	1.046	1.533	1.347	1.580	1.684
居宅療養管理指導	4504	45204	日南市	0.429	0.336	0.448	0.503	0.477
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	4504	45204	日南市	0.304	0.299	0.238	0.259	0.272
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	4504	45204	日南市	1.050	0.984	1.074	1.073	1.068
介護福祉施設サービス	4504	45204	日南市	0.964	0.989	0.984	0.975	0.980
介護保健施設サービス	4504	45204	日南市	1.282	1.273	1.284	1.173	1.143
介護医療院サービス	4504	45204	日南市	0.080	0.156	0	8.833	7.347
夜間対応型訪問介護	4504	45204	日南市	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	4504	45204	日南市	0.788	0.748	0.684	0.629	0.621
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4504	45204	日南市	0	0	0	0	0
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）	4504	45204	日南市	0	0	0	0	0

3 令和7年度分析結果

介護SCRの時系列変化（2020年宮崎県全体=1.000）

串間市

資源番号名	2次医療圏	圏域	圏域名称	2020	2021	2022	2023	2024
訪問介護	4504	45207	串間市	0.533	0.569	0.576	0.591	0.542
訪問入浴介護	4504	45207	串間市	0.425	0.512	0.512	0.337	0.676
訪問看護	4504	45207	串間市	0.218	0.304	0.332	0.267	0.241
訪問リハビリテーション	4504	45207	串間市	1.932	2.235	1.941	1.534	1.782
通所介護	4504	45207	串間市	0.390	0.398	0.366	0.388	0.339
通所リハビリテーション	4504	45207	串間市	1.343	1.473	1.586	1.666	1.495
福祉用具貸与	4504	45207	串間市	0.512	0.573	0.661	0.672	0.643
短期入所生活介護	4504	45207	串間市	1.009	1.121	1.065	1.046	0.770
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	4504	45207	串間市	0.412	0.880	1.242	1.775	1.689
居宅療養管理指導	4504	45207	串間市	0.110	0.135	0.239	0.421	0.408
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	4504	45207	串間市	1.100	1.035	0.862	0.833	0.912
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	4504	45207	串間市	1.497	1.465	1.250	1.324	1.249
介護福祉施設サービス	4504	45207	串間市	1.182	1.282	1.195	1.045	1.063
介護保健施設サービス	4504	45207	串間市	0.898	1.051	1.006	1.092	1.232
介護医療院サービス	4504	45207	串間市	0.558	0.741	1.111	1.282	1.490
夜間対応型訪問介護	4504	45207	串間市	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	4504	45207	串間市	0	0	0	0.026	0.027
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4504	45207	串間市	0	0	0	0	0
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）	4504	45207	串間市	0	0	0	0	0

日南串間医療圏の地区診断（１）

- 2015年以降人口は減少。その原因は高齢者の死亡増に加えて、若者の流出。少子高齢化の進行により外来需要、入院需要ともに減少傾向にある。ただし、肺炎、心不全、骨折、脳梗塞は2030年まで現状維持で数値し、以後減少する。
- 地域の基幹病院は県立日南病院と串間市民病院。前者がType A、後者がTypeBの機能をメインに果たしているが、前者はType B的な特徴もある。なんごう病院は整形外科・外傷領域で地域医療を支えている。
- 慢性期の医療・介護サービスを必要とする後期高齢者の絶対数は、日南市が2035－40年まで維持され、以後減少傾向となる一方で、その他の地域は2025年前後から減少する。
- 一般病棟入院の提供量は全国並みで、療養病床、地域包括ケア病棟の提供量は全国より多い。
- 外来、有床診療所の入院、回復期リハビリテーション病棟は全国より提供量が少ない
- 訪問診療、訪問看護（医療）は全国より少ない。
- 施設介護と通所サービス、訪問介護は全国より提供量が多い。ショートステイは全国なみ。サ高住、訪問看護（介護）の提供量が全国より少ない。
- 介護を必要とする状態像の高齢者は2035－40年まで若干増加するが全体的に減少傾向となる。

【課題】 日南串間医療圏の地区診断（2）

- 地域医療を支えるためには県立日南病院の機能を維持することが前提条件。また、地理的に串間市民病院のTypeBとしての総合的機能を維持することも重要。
- 2035－40年まで慢性期の高齢患者が維持され、その後減少する。ニーズの変化に合わせた提供体制を柔軟に作ることが課題。いずれの病院もTypeB的な機能を強化することが求められる。
 - 総合診療的な医師・看護師の確保が重要になる。
- 今後重要性が継続する慢性期の患者対応については、診療所の外来機能が低下していることから在宅医療の提供量を大幅に増加させることは難しい。療養病床、施設介護およびショートステイを柔軟に活用しながら、「ほぼ在宅、時々入院・入所」の体制を構築することが現実的。
 - 介護施設－診療所－一般病棟（含：地域包括ケア病棟）の連携を軸とした在宅医療支援体制、介護施設支援体制の構築がカギになるのでは？
 - 在宅療養支援病院の整備が課題になる。
 - 介護施設の医療を日常的に支援する病院の整備が重要
- 既存施設の機能転換（病院や診療所の有床部分の介護医療院、看護多機能施設、サ高住等への転換）や医療MaaSの活用も検討すべきでは？
- 訪問看護・訪問介護を担う人材の確保が課題
- 予防可能な急性期イベント（肺炎、尿路感染症、心不全の急性増悪、低栄養など）への対応

新たな地域医療構想における 構想区域の設定について

令和8年7月2日

宮崎県福祉保健部医療政策課

目 次

- 1 構想区域見直し趣旨
- 2 これまで出た構想区域に関する意見について
- 3 令和8年度宮崎県医療資源調査・分析支援事業でのバックデータ作成

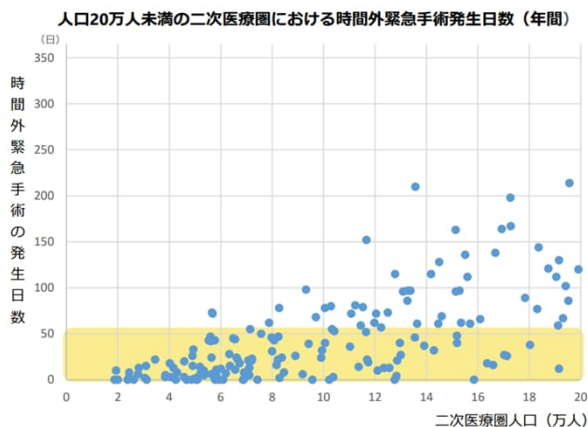
1 構想区域見直し趣旨

構想区域検討趣旨

- 地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、病床の機能分化・連携を進めるための指針として策定された。
- 新たな地域医療構想においては、2040年以降を見据え、人口構造の変化や医療、介護ニーズの変容、医師の働き方改革や効率的な医療提供体制の構築という新たな課題に対応する必要がある。
- 地域医療の効率性向上と県民のアクセス確保の最適なバランスを整理するため、現行の「二次医療圏（構想区域）」のあり方について医療審議会、地域医療構想調整会議等で検討する必要がある。

国の方針

- これまで、二次医療圏は、入院に係る医療を一定程度完結すること、人口規模が20万人以上であること等を目安としながら設定されてきた。
- 他方、すでに半数の二次医療圏が人口規模20万人未満であり、例えば時間外緊急手術が圏域内でほとんど実施されていない医療圏が一定数存在する。
緊急手術に対応できる体制は24時間365日確保することが求められるところ、以下のような課題がある
 - ・ 圏域として体制が確保できておらず、当該医療圏内で医療提供が完結していない
 - ・ 全ての需要に対応できるが、圏域における医療需要が少なく、提供体制として効率性に課題がある



「医療計画について」（令和5年3月31日厚生労働省医政局長通知）により

人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討すること。

2 これまで出た構想区域に関する意見について

これまでいただいた意見（１）

医療審議会計画等部会、データ分析チームミーティング等において、新たな構想区域について、以下の意見をいただいている。

【構想区域再編等意見】

- 宮崎県は面積が広く、街が点在している地理的特性があるため、これまでの「7つの二次医療圏（構想区域）」を直ちに改編することは、現実的にかなり困難と考えられる。

⇒ 現行の7構想区域維持意見

- 宮崎東諸県、都城北諸県、延岡西臼杵構想区域を拠り所としつつ、日向入郷、西諸については医療資源の投入方法を検討し、構想区域維持のあり方を模索してはどうか。
- 日南串間構想区域は、地理的な要因から独立した構想区域の維持を検討してはどうか。
- 西都児湯構想区域は、これまでのデータ分析から独自での存続は難しいと考えられることから、宮崎東諸県構想区域との統合も検討してはどうか。

⇒ 7構想区域→6構想区域意見

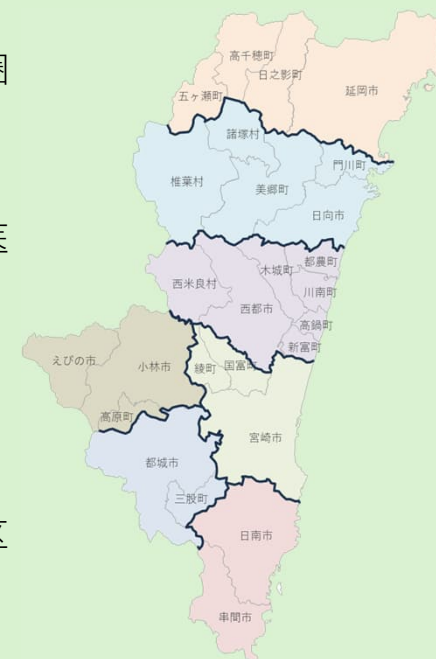
- 西都児湯を宮崎東諸県構想区域に、日向入郷を延岡西臼杵構想区域に、西諸を都城北諸県構想区域に統合することも考えられるのではないかな。

⇒ 7構想区域→4構想区域意見

- 日南串間構想区域は県内でも人口減少が著しく、当構想区域を維持させようという意見には疑問。
- 日南串間構想区域について、高速道路の普及により串間市の患者はむしろ都城北諸県構想区域の医療機関への受診が容易になった。
- 日南串間構想区域の分解という発想も議論する必要があるのではないかな。

⇒ 日南串間構想区域分割意見

- ↳ ○ 分割自体は可能であると思う一方、再編により患者がより広範囲に点在することとなることが想定されるため、患者にどう医療にかかってもらうか、町作りと併せて協議する必要がある。



現在の構想区域イメージ

2 これまで出た構想区域に関する意見について

これまでいただいた意見（２）

医療審議会計画等部会、データ分析チームミーティング等において、新たな構想区域について、以下の意見をいただいている。

【構想区域再編に係る情報収集等に関する意見】

- 構想区域の再編は保健所の機能の再編にもつながるという認識がある。
- 広域化する際に保健所がどのような体制になるかの協議抜きで構想区域の再編を検討することはできないのではないかと。
 - ↳ ○ 地域医療構想調整会議について、再編により吸収される構想区域については、調整会議等において意見が通りにくくなることが想定される。
 - 地域医療構想調整会議については一括にするのではなく、地域部会等を設けて現構想区域での協議の場は維持する必要があるのではないかと。
- 構想区域ごとにICT導入の進み具合が異なることを考慮に入れて協議する必要があるのではないかと。
- 災害時のシミュレーションは必須で、患者の病院へのアクセスのみならず、医療機器卸事業所の場所の把握等も必要。

【総括意見】

- 構想区域を再編・統合させるとして、傷病別や高齢者救急などそれぞれに対し構想区域を重層的に設定することで、柔軟に対応することが必要と考える。

3 令和8年度宮崎県医療資源調査・分析支援事業でのバックデータ作成

令和8年度のデータ分析項目

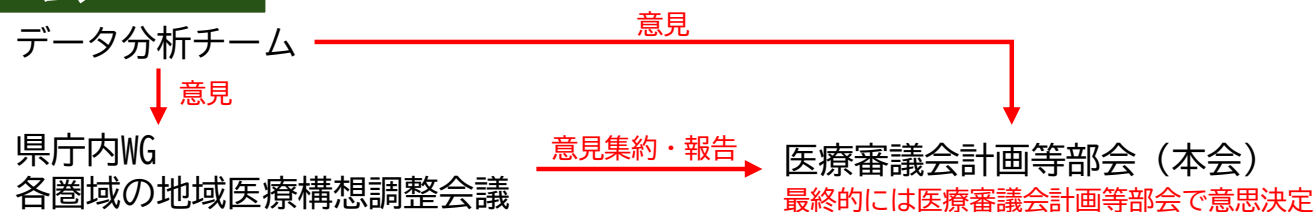
構想区域検討用データの作成

- ・急性期拠点機能等を有する施設候補の決定
→手術件数や救急搬送受入実績に基づく拠点性の客観的評価

	急性期拠点機能	高齢者救急・地域急性期機能	在宅医療等連携機能	専門等機能
大都市型	・将来の手術等の医療需要を踏まえ、区域内に複数医療機関を確保 ・都道府県からの依頼等を踏まえ、地域の医療機関へ医師を派遣する	・高齢者救急の対応の他、骨折の手術など、頻度の多い一部の手術についても対応	・診療所による在宅医療の実施が多い場合、そうした診療所や訪問ステーション等の支援 ・高齢者施設等からの患者受入等の連携	・特定の診療科に特化した手術等を提供 ・有床診療所の担う地域に根ざした診療機能 ・集中的な回復期リハビリテーション ・高齢者等の中長期にわたる入院医療 等
地方都市型	・将来の手術等の医療需要を踏まえ、区域内に1～複数医療機関を確保 ・都道府県からの依頼等を踏まえ、地域の医療機関へ医師を派遣する	・高齢者救急の対応。 ・手術等が必要な症例については地域の医療資源に応じて、急性期拠点機能を有する医療機関へ搬送	・地域の在宅医療の提供状況に応じて、在宅医療・訪問看護の提供や後方支援を実施 ・高齢者施設等からの患者受入等の連携	
人口の少ない地域	・手術等の医療資源を多く投入する医療行為について集約化し区域に1医療機関を確保する ・地域の医療資源に応じて、高齢者救急・地域急性期機能や在宅医療等連携機能をあわせて選択することも考えられる	・地域の医療資源の範囲内で高齢者救急の対応 ・手術等が必要な症例については急性期拠点機能を有する医療機関へ搬送	・診療所による在宅医療の実施が少ない場合、自ら在宅医療や訪問看護を提供 ・高齢者施設等からの患者受入等の連携	

- ・構想区域見直しシミュレーション
→ 医療機関や介護施設への移動時間シミュレーションや災害時シミュレーションにより、構想区域再編が、住民の救急搬送や通院アクセス、医療機関の医療資源確保に与える影響予測

構想区域設定スキーム



かかりつけ医機能報告について

令和8年7月2日

宮崎県福祉保健部医療政策課

目 次

- 1 かかりつけ医機能報告概要
- 2 かかりつけ医機能報告結果
- 3 地域医療構想調整会議での議論の方針
- 4 今回ご意見いただきたい内容

かかりつけ医機能報告制度導入の背景

(1) 人口構造の変化

- ・超高齢社会の進展（2025年以降、85歳以上を中心に高齢者増加）
- ・生産年齢人口の減少

(2) 医療需要の増大・多様化

- ・全国の入院患者数は2040年ごろにピークを迎える。
- ・外来患者数は2025年ごろにピークを迎え、特に高齢者の医療ニーズが増加。
- ・在宅患者は2040年以降にピークを迎える。
- ・医療・介護の複合ニーズを持つ人が一層増加。

(3) 医療・福祉のマンパワー不足

- ・2040年には医療・福祉職の人材がさらに必要。
- ・60歳以上の医師の割合が増加するなど、医師の高齢化が進行



複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「**治す医療**」から「**治し、支える医療**」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、**身近な医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担う「かかりつけ医機能」を強化することが必要。**

1 かかりつけ医機能報告概要

かかりつけ医機能報告制度の流れ

- (1) 医療機関からの報告：自らが提供しているかかりつけ医機能を都道府県に報告。
- (2) 県による確認・公表：都道府県は報告内容を確認し、**外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告・公表。**
- (3) 具体的方策の検討：外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、その結果を公表。

かかりつけ医機能報告制度の流れ

①日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

- ・ 17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無
- ・ 総合診療専門医の有無 など

②通常の診療時間外の診療

- ・ 通常の診療時間外の診療体制の確保状況
- ・ 時間外対応加算1～4の届出状況 など

③入退院時の支援

- ・ 後方支援病床の確保状況
- ・ 地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 など

④在宅医療の提供

- ・ 訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
- ・ 在宅看取りの実施 など

⑤介護サービス等と連携した医療提供

- ・ 地域ケア会議等への参加状況
- ・ 介護保険施設等における医療の提供状況 など

※ 1号機能を有する医療機関は2号機能の報告を行う。

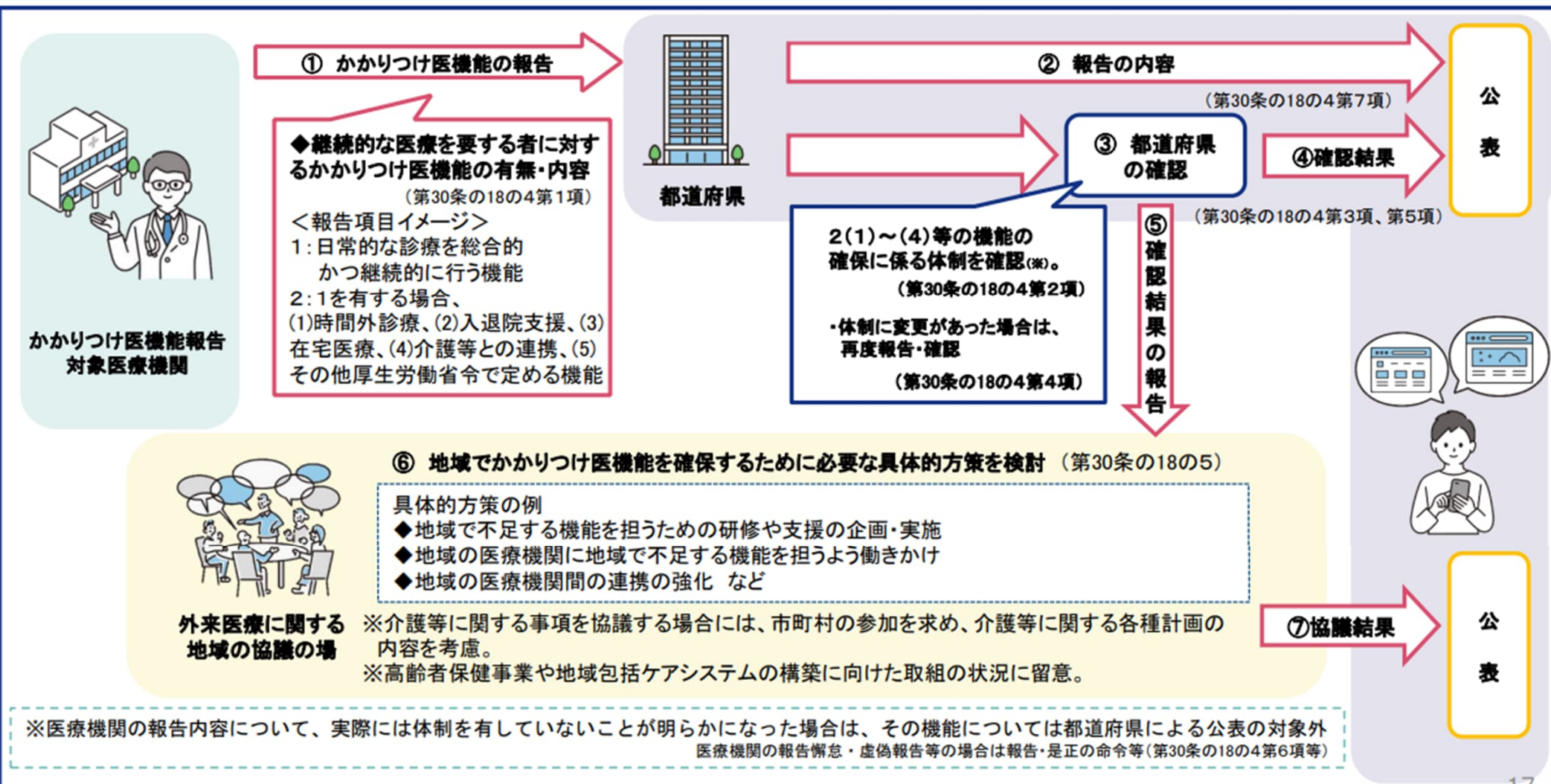
1号機能：①

2号機能：②～⑤

1 かかりつけ医機能報告概要

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



1 かかりつけ医機能報告概要

かかりつけ医機能の各機能についての概要や背景等は以下のとおりです。

		背景	政策課題
かかりつけ医機能	1号機能	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 ● 複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加 ● 発生頻度が高い疾患に係る診療や患者の生活背景を把握した上で、適切な診療や保健指導等を行うニーズの高まり	よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築すること
	2号機能	(イ) 通常の診療時間外の診療 ● 医療・介護ニーズが高い85歳以上の患者割合や高齢者の救急搬送件数が増加 ● 救急対応を行う医療機関の負担が増加	地域の医療機関同士の連携体制を構築し、時間外に患者の体調の悪化等があった場合にも、身近な地域の医療機関において適切な診療を受けられる体制を構築すること
		(ロ) 入退院時の支援 ● 様々な疾患を複合的に有する高齢者の増加 ● 在宅療養中の高齢者等の病状の急変により、入院が必要となるケースや、その後の退院先との調整が必要となるケースが増加	地域の医療機関同士が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築すること
		(ハ) 在宅医療の提供 ● 今後、多くの地域で在宅患者数が増加	定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築すること
		(ニ) 介護サービス等と連携した医療提供 ● 医療・介護の複合ニーズを持つ者の増加 ● 医療と介護等を切れ目なく提供することがより一層重要となる	医療機関が地域における介護等の状況について把握するとともに、医療・介護間等で適切に情報共有を行いながら、医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築すること

1 かかりつけ医機能報告概要

1号機能の報告事項及び機能ありとなる要件については以下のとおりです。

<報告事項>

(★)・・・「実施している」「実施できる」ことが機能ありの要件となる報告事項

No	報告事項	要件
1	「具体的な機能(※)」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること	★
2	かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無	
3	17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること	★
4	一次診療を行うことができる疾患を報告していること	
5	医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）	★

(※) 継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能

(※) 院内掲示の様式については別冊で提示予定

<その他の報告事項>

No	報告事項
6	医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数
7	かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数
8	全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無
9	全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

1 かかりつけ医機能報告概要

2号機能の報告事項及び機能ありとなる要件については以下のとおりです。2号機能については、いずれかの報告事項について、「実施している」あるいは「実績がある」ことが機能ありの要件となります。

<2号機能に関する報告事項>

(イ) 通常の診療時間外の診療

No	報告事項
1	自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況（在宅当番医制・休日夜間急患センター等に参加、自院の連絡先を渡して随時対応、自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して随時対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

(ロ) 入退院時の支援

No	報告事項
1	自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
3	自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
4	自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
5	特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関 から紹介状により紹介を受けた外来患者数

1 かかりつけ医機能報告概要

2号機能の報告事項及び機能ありとなる要件については以下のとおりです。2号機能については、いずれかの報告事項について、「実施している」あるいは「実績がある」ことが機能ありの要件となります。

<2号機能に関する報告事項>

(ハ) 在宅医療の提供

No	報告事項
1	自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況（自院で日中のみ、自院で24時間対応、自院での一定の対応に加えて連携して24時間対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
2	自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
3	自院における訪問看護指示料の算定状況
4	自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況

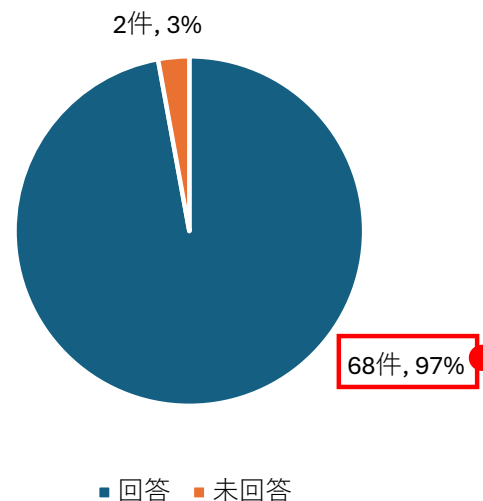
(二) 介護サービス等と連携した医療提供

No	報告事項
1	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況（主治医意見書の作成、地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加、介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会設定等）
2	介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
3	介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）
4	地域の医療・介護情報共有システムの参加・活用状況
5	A C P（人生会議）の実施状況

2 かかりつけ医機能報告結果（日南串間医療圏）

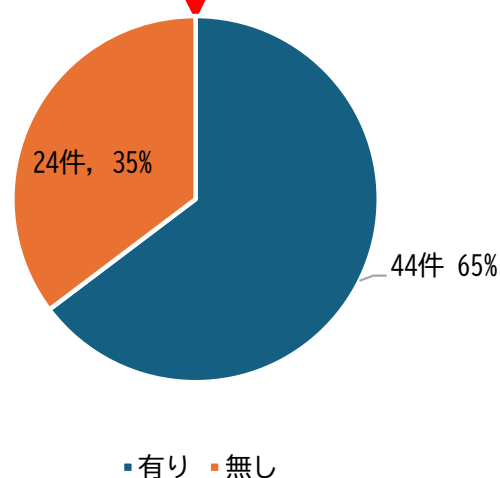
総括

かかりつけ医機能報告回答率

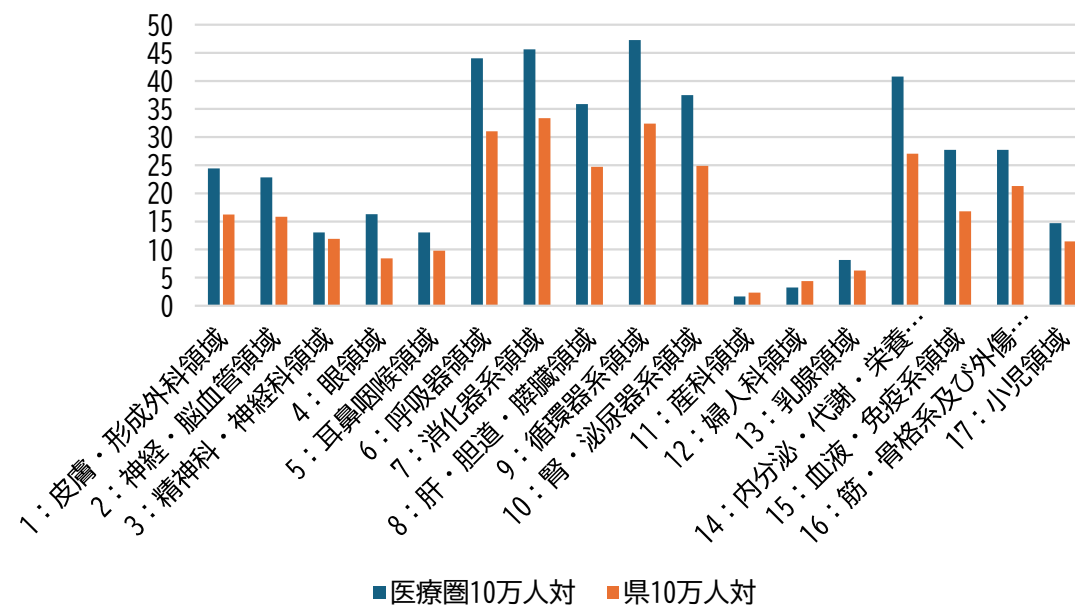


1号機能の有無

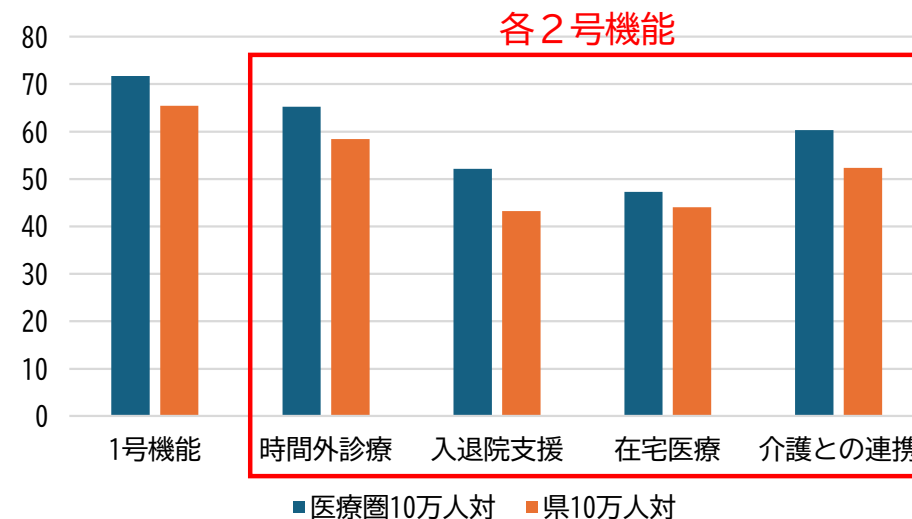
特定の施設内診療所	15件
病院	1件
診療所	8件



診療可能な一次診療領域（10万人対）



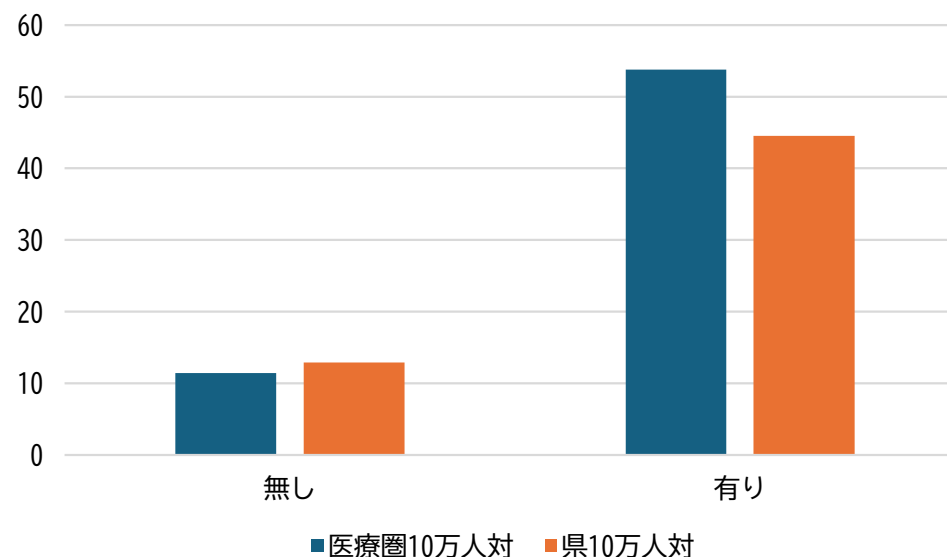
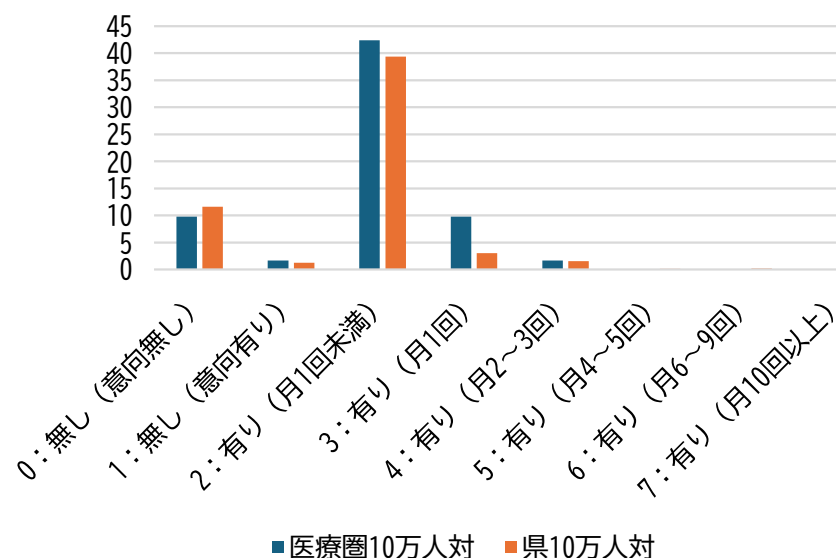
各2号機能の割合（10万人対）



2 かかりつけ医機能報告結果

通常の診療時間外の診療を行う機能

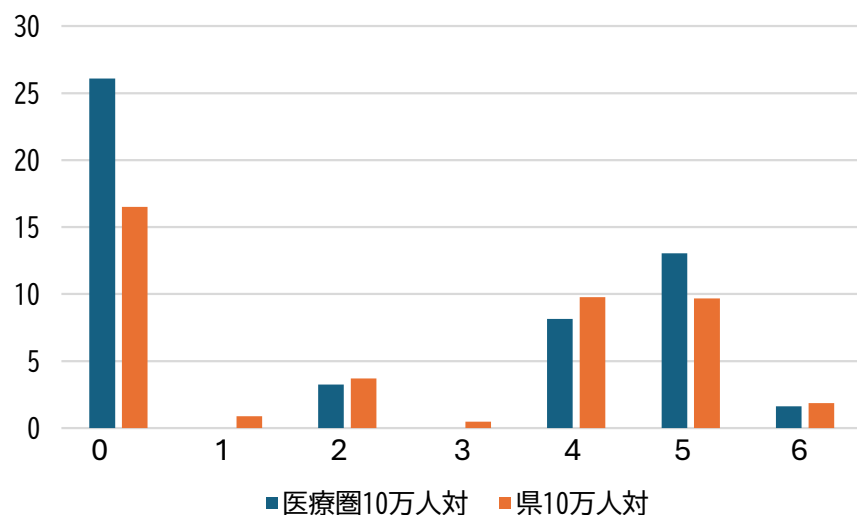
在宅当番医制への参加（10万人対）



入退院時の支援を行う機能

自院又は連携による後方支援病床の確保

※後方支援病床 在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床

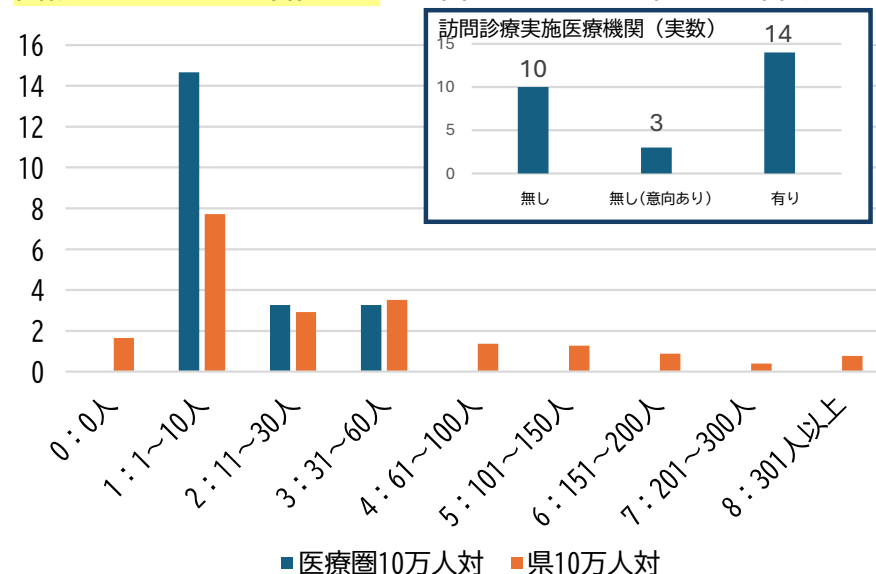


- 0: 無し (意向無し)
- 1: 無し (意向有り (自院による確保))
- 2: 無し (意向有り (連携による確保))
- 3: 無し (意向有り (自院及び連携による確保))
- 4: 有り (自院による確保)
- 5: 有り (連携による確保)
- 6: 有り (自院及び連携による確保)

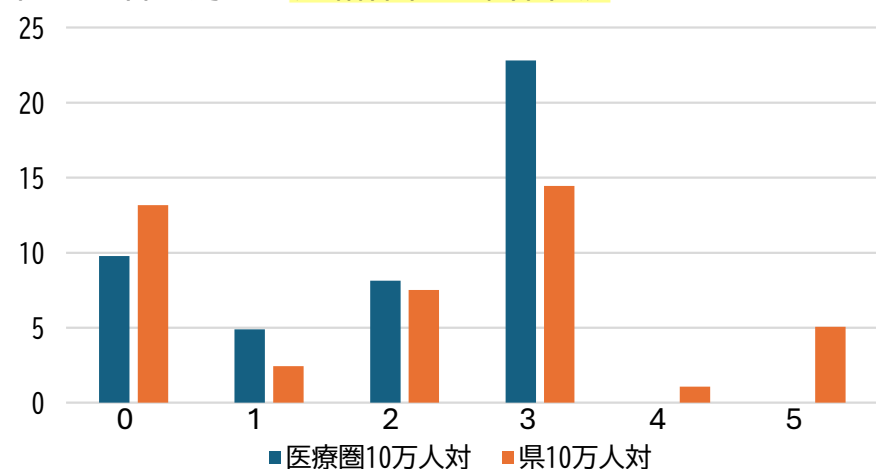
2 かかりつけ医機能報告結果

在宅医療の提供を行う機能

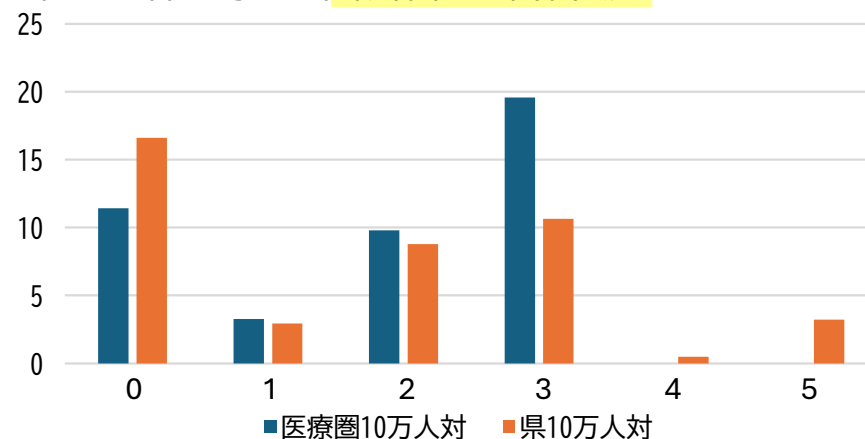
自院において主治医として管理している在宅患者数



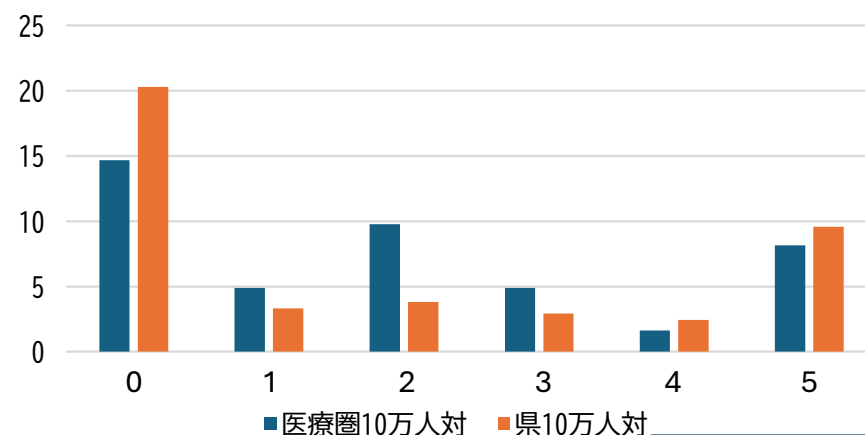
在宅患者に対する連絡体制の確保状況



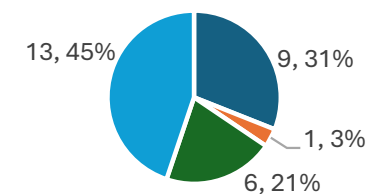
在宅患者に対する往診体制の確保状況



在宅患者に対する訪問看護体制の確保状況



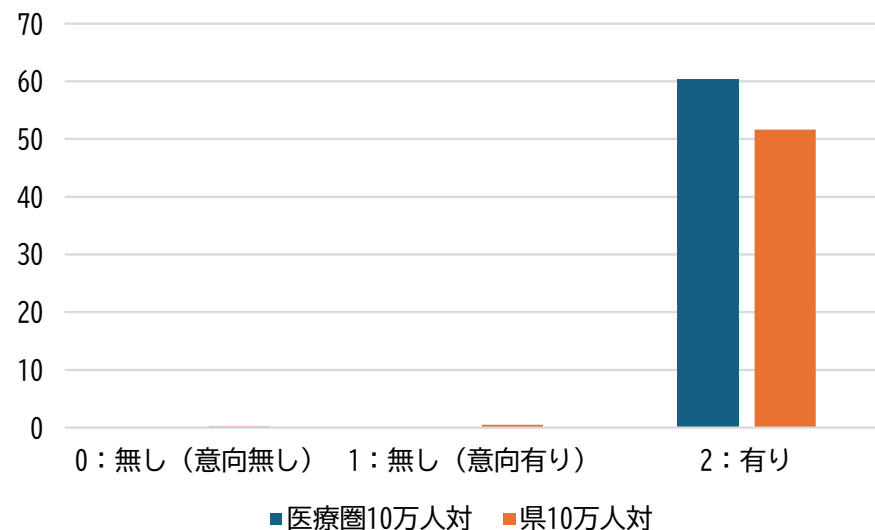
- 3問いの有りの回答
- 0: 無し（意向無し）
 - 1: 無し（意向有り）
 - 2: 有り（自院で日中のみ）
 - 3: 有り（自院で24時間）
 - 4: 有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して日中のみ対応）
 - 5: 有り（自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して24時間対応）



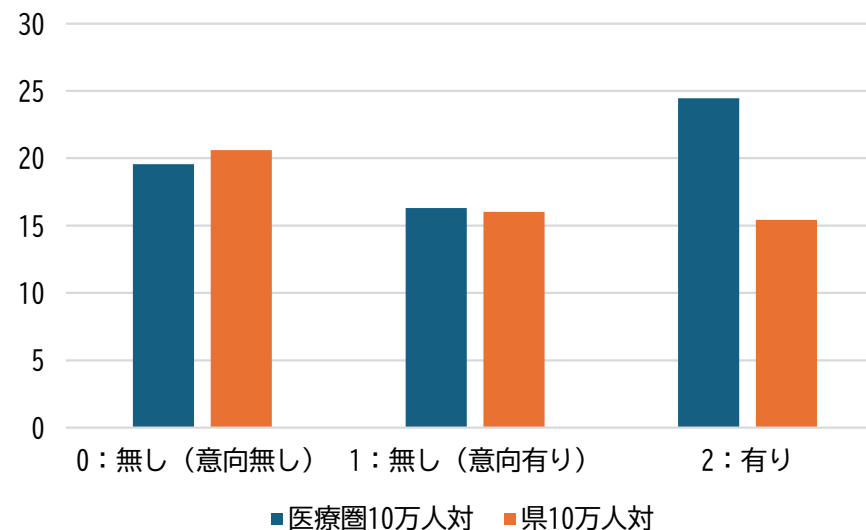
2 かかりつけ医機能報告結果

介護サービス等と連携した医療提供を行う機能

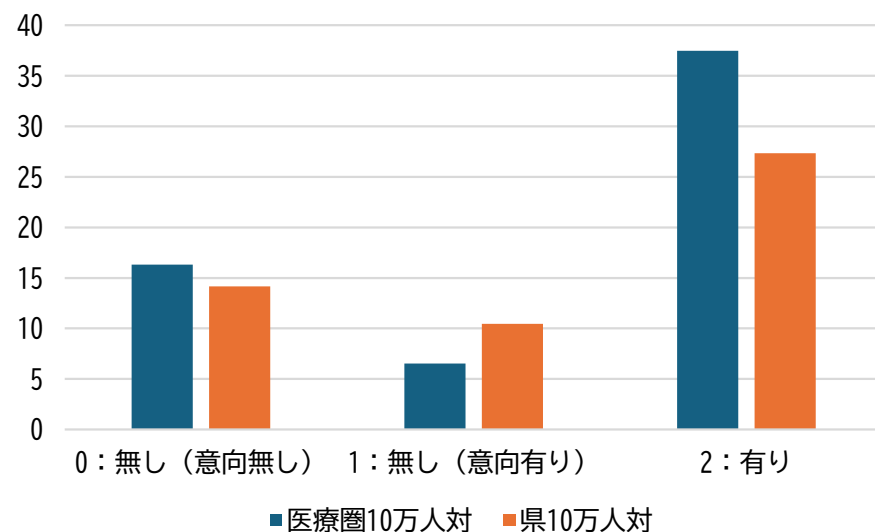
主治医意見書の作成



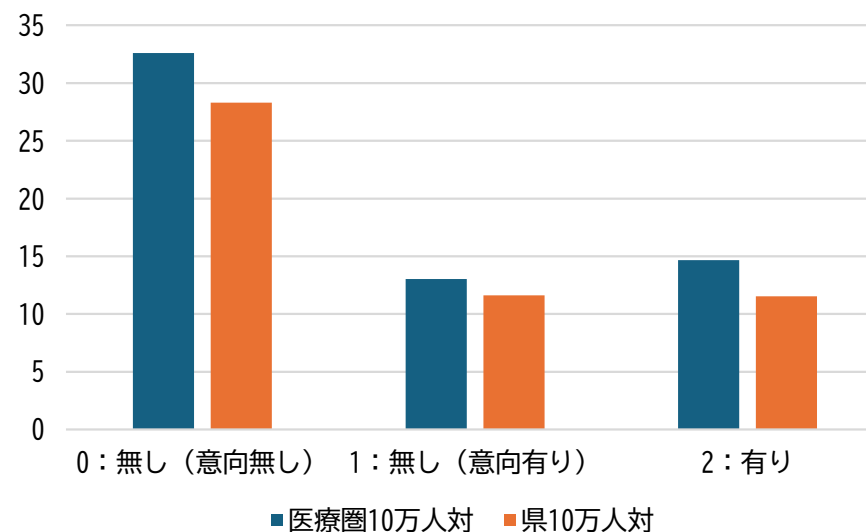
地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加



介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会の設定・サービス担当者会議等への参加



居宅療養管理指導の対応



3 地域医療構想調整会議での議論の方針

XXX地域におけるかかりつけ医機能の課題について（XXX）

別添6

（１）地域の具体的な課題

（２）様々な視点から考えられる原因

【原因①】

【原因②】

（３）地域で目指すべき姿

（４）方策 ※地域の実情に応じて役割分担も検討されたい

【方策①】

【方策②】

【方策③】

（５）方策により期待できる効果

3 地域医療構想調整会議での議論の方針

×××地域におけるかかりつけ医機能の課題について（１号機能）

（１）地域の具体的な課題

継続的な医療を要する方が、新たな症状を呈した場合に、どの医療機関に相談すればよいか分からず、対応が遅れるケースがある。

（２）様々な視点から考えられる原因

【原因①】総合的な診療を行う意向を有する医師もいるが、地域の医療機関同士の連携が行われておらず、自己の専門性を超えて対応ができない場合に、地域で活用できる医療機関を把握しておらず、安易に中核病院等に紹介してしまう。

【原因②】各医療機関が有する機能や役割が周知されておらず、どの医療機関に相談すればよいか分からない。

（３）地域で目指すべき姿

慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする方に対し、患者の生活背景を把握した上で日常診療を行うとともに、地域の医師、医療機関と協力して医療に関する相談に応じることができる体制が確保され、周知・運用されている。

（４）方策 ※地域の実情に応じて役割分担も検討されたい

【方策①】各医療機関が有する機能や役割を医療関係者間で共有したうえで、患者・家族からの相談に円滑に対応できるよう、医療機関間で必要に応じて患者情報を共有する。

- ✓ 医療機関同士が連携できる機会（意見交換の場）を設定する。
- ✓ 自院が持つかかりつけ医機能を患者・家族に説明する。
- ✓ 地域の医療機関が担う機能や役割を住民向けに周知する・かかりつけ医を持つことを推奨する。
- ✓ 健康状態不明者をリストアップし、対象者の状態に応じて、かかりつけ医への相談・紹介を行う。

【方策②】医療機関が担うかかりつけ医機能を強化し、総合的な診療を行う医師の機能を強化するため、医師の教育や研修会を開催する。

（５）方策により期待できる効果

患者に体調悪化が生じた場合に、必要に応じて地域の医師、医療機関等と協力して、生活背景等も踏まえた相談対応や診療を行うことができる。

3 地域医療構想調整会議での議論の方針

×××地域におけるかかりつけ医機能の課題について（時間外診療）

（１）地域の具体的な課題

休日・夜間に地域の高齢者等が体調不良を呈した場合、地域の医療機関に連絡・相談・時間外に受診できる体制が構築できていない。

（２）様々な視点から考えられる原因

【原因①】在宅当番医制等を組んではいるが、地域の医師全体の高齢化等もあり、休日・夜間に対応することが難しくなっている。

【原因②】時間外対応を担う意向のある医療機関の把握ができていない。

（３）地域で目指すべき姿

地域の高齢者等が体調不良を呈した場合等に備え、医療機関間の時間外診療における役割分担の明確化や輪番制について地域で話し合い、多職種間で患者情報を共有しながら、時間外診療体制を確保する。

（４）方策 ※地域の実情に応じて役割分担も検討されたい

【方策①】時間外診療を行うための連携体制を見える化し、地域の輪番体制の構築や診療所・病院の時間外の対応に関して検討の機会を設ける。

【方策②】かかりつけ医機能報告の結果を踏まえて、時間外診療を担う意向のある医療機関を整理した上で、それらの医療機関に対して対応可否等について相談する。

（５）方策により期待できる効果

地域の高齢者等が体調不良を呈した場合等も、身近な地域において時間外に受診することができ、安心して生活できる。

3 地域医療構想調整会議での議論の方針

×××地域におけるかかりつけ医機能の課題について（入退院支援）

（１）地域の具体的な課題

在宅療養中の高齢者等が急変して入院を要する場合、受け入れる入院病床（後方支援病床）の確保が困難で、入院までに時間を要しその間に状態が悪化したり、退院の調整に時間がかかり、円滑な医療や介護サービスの調整が十分にできない場合がある。

（２）様々な視点から考えられる原因

【原因①】地域の後方支援病床を提供可能な医療機関（在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院等）が十分に把握できていない。

【原因②】後方支援病床を必要としている患者の情報が、平時から病院と地域の医療機関等との間で十分に共有できていない。
（入退院支援ルールが機能していない）

（３）地域で目指すべき姿

入院までの調整がスムーズに実施でき、また、入院から退院の情報連携がスムーズに行われ、在宅復帰までの時間を可能な限り短くすることができる。

（４）方策 ※地域の実情に応じて役割分担も検討されたい

【方策①】かかりつけ医機能報告の結果を踏まえて、後方支援病床を確保する意向のある医療機関を整理し、十分な病診連携につなげる。

【方策②】地域の実情を踏まえた実効性のある入退院支援ルールを作り、参加機関を広げる。

【方策③】空床情報を地域で共有し、円滑にマッチング可能なシステムを構築する。

（５）方策により期待できる効果

後方支援病床の確保と入退院支援ルールが広がることで、地域の医療関係者がつながり、在宅患者の状態変化時に迅速に入院対応、その後の早期在宅復帰ができるようになる。

3 地域医療構想調整会議での議論の方針

×××地域におけるかかりつけ医機能の課題について（在宅医療）

（１）地域の具体的な課題

在宅療養を希望している者について、それを継続する在宅サービスが十分に提供できておらず、本人の希望通りの在宅療養生活を支援することができない。

（２）様々な視点から考えられる原因

【原因①】在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション等が足りない。

【原因②】在宅医療を行う意向がある医師もいるが、在宅患者の急変時対応の経験がなく、積極的に参加できない。

（３）地域で目指すべき姿

身近な地域で在宅医療（訪問診療、往診、訪問看護等）を受けられる体制が整備され、在宅療養を希望する患者が、可能な限り在宅療養生活を続けることができる。

（４）方策 ※地域の実情に応じて役割分担も検討されたい

【方策①】かかりつけ医機能報告の結果を踏まえて、在宅医療を担う意向のある医療機関を対象とした在宅医療の実地研修を実施する。

【方策②】在宅医療を担う医療機関同士の連携体制を構築する。

✓医療機関同士が連携できる機会（意見交換の場）を設定する。

✓グループ診療ルール等を策定し、かかりつけ医不在時の代診や訪問診療等を行う連携体制を構築する。

【方策③】在宅患者の急変時の連絡を受けた場合に円滑に対応できるよう、連携する医療機関や訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護事業所等と必要に応じて患者情報の共有や連携ルールを構築する。

✓医療機関同士や訪問看護ステーション、歯科医療機関、薬局、介護事業所等が情報連携するICTツールを導入する。

（５）方策により期待できる効果

在宅を希望する方が安心して在宅療養ができるようになる。

3 地域医療構想調整会議での議論の方針

×××地域におけるかかりつけ医機能の課題について（医介連携）

（１）地域の具体的な課題

介護施設等に入所する要介護高齢者等について、医療機関と介護施設等との連携が進んでおらず、必要な支援の調整に時間を要している。

（２）様々な視点から考えられる原因

【原因①】地域の医療機関や介護施設の担当者が集まり情報共有や意見交換を行う場がない。

【原因②】介護施設等がどの医療機関と連携すればよいか分からない。

（３）地域で目指すべき姿

要介護高齢者等について、医療機関と介護施設等が連携し、必要な医療・介護サービスを切れ目なく提供することで、住み慣れた地域で介護施設等における生活を継続することができる。

（４）方策 ※地域の実情に応じて役割分担も検討されたい

【方策①】地域の医療機関や介護施設等の担当者が集まって意見交換を行う場の設定を行う。

【方策②】かかりつけ医機能報告によって明らかとなった介護施設等と連携している協力医療機関の情報を活用しながら、医療機関と介護施設等のマッチングを行う。
在宅医療を担う医療機関同士の連携体制を構築する。

（５）方策により期待できる効果

医療・介護関係者が連携し、介護サービス利用者の日常的な健康管理、体調急変時に備えた指導や対応を連携して行うことができる。介護施設等と医療機関との連携が進み、介護施設等の入所者の体調不良時における対応体制を構築できる。

3 地域医療構想調整会議での議論の方針

別添 7

本様式は、かかりつけ医機能に係る協議結果の公表様式例としてお示しするものであり、統一的な様式として定めるものではありません。各都道府県の実情に応じて適宜ご活用ください。

なお、協議の場は、複数回に分けて議論することも想定されますので、議論の状況に応じ、下記内容を分けて公表しても差し支えありません。

かかりつけ医機能報告を踏まえた協議結果について

令和 年 月 日

都道府県名

1. 概要

開催日	
協議事項	
協議区域	
関係者・参加者	

2. 協議内容

(1) 地域の具体的な課題

--

(2) 様々な視点から考えられる原因（ex：医療側、介護側、住民側）

--

(3) 地域で目指すべき姿

--

(4) 方策と役割分担

--

(5) 方策により期待できる効果等

--

(6) その他留意事項

--

4 今回ご意見いただきたい内容

(1) かかりつけ医機能結果に対する課題感

今回提供させていただいたかかりつけ医機能報告データから得られる各団体としての課題感を共有いただきたい

(2) (1)について考えられる原因

現時点で考えられる原因を共有いただきたい。



いただいた課題感の解決策を次回の地域医療構想調整会議等で議論いただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

目 的

- 日南市における人口減少・高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化への対応
- 南海トラフ巨大地震等の災害への対応



地域住民に対する将来にわたる高度で良質な医療の安定的な提供

協定の内容

1 「日南市内の公立病院のあり方検討委員会」の設置

- ・ 中部病院の移転を含めた日南市内の公立病院のあり方について協議



2 次期地域医療構想を踏まえた役割分担と連携強化

日南病院（204床）

急性期拠点機能 等

- ・ 手術などの高度医療の提供
- ・ 高齢者を含む救急医療に対応
- ・ その他（地域医療支援、災害医療等）



患者の紹介・逆紹介

中部病院（88床）

在宅医療等連携機能 等

- ・ 地域に根ざした診療
- ・ 高齢者施設等からの患者受入
- ・ 在宅医療や訪問看護の提供 等



3 職員の派遣や医療機械の共同利用などの医療資源の効率的な活用

- ・ 限られた医療資源を効率的に活用し、相互に診療機能を補完



県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会

1 委員会の目的

地域住民に将来にわたり高度で良質な医療を安定的に提供するため、日南市立中部病院の移転を含めた県南地域の公立病院のあり方について検討を行う。

2 委員構成（敬称略、50音順）

	氏名	所属・職名		氏名	所属・職名
1	賀本 敏行	宮崎大学医学部附属病院長	6	長鶴 浅彦	日南市副市長
2	椎葉 茂樹	宮崎県福祉保健部衛生技監	7	原 誠一郎	県立日南病院長
3	重黒木 清	宮崎県病院局長	8	古家 隆	日南保健所長
4	中津留 邦展	日南市立中部病院長	9	米良 浩之	日南市自治会連合会長
5	中村 彰伸	南那珂医師会長	10	山本 真市	日南市消防長

3 スケジュール

時期	内容	主な議題等（予定）
令和8年 4月	あり方検討委員会の設置	
7月	第1回あり方検討委員会	これまでの検討の経緯、両院の役割分担・機能分化について
8～9月	第2回あり方検討委員会	医療需要調査等に基づく日南串間医療圏の現状と課題
11～12月	第3回あり方検討委員会	今後の両院の連携に係る基本方針について（原案）
令和9年1～2月	第4回あり方検討委員会	今後の両院の連携に係る基本方針について（修正案）
令和9年度～	具体的連携に向けた協議	